高度化事業ハンドブック 2023

事業者が目指す夢の実現を
都道府県と中小機構がサポート

Be a Great Small.
中小機構

はじめに

「高度化事業制度利用ハンドブック」は、中小企業者の方々に高度化事業の普及と活用を図るため、高度化事業関係法令、諸規程などを元にして、制度のあらましを紹介したものです。

高度化事業につきましては、これまで以上に利用しやすい制度となるよう、既存の高度化事業利用先のリニューアル事業への貸付けも積極的に進めるとともに、貸付要件の緩和、審査期間の短縮、専門家によるアドバイスの一層の充実、条件変更への弾力的対応などの見直しを行ってきました。

本冊子は、2018年４月版以降に行われた制度改正を盛り込んだ2023年度版として発行するものです。

中小企業者の皆様方につきましては、本冊子を有効にご活用いただき、高度化事業制度をご利用いただければ幸いです。

2023年６月

独立行政法人中小企業基盤整備機構
高度化事業部

目次

第１章 高度化事業の概要 …… 3
高度化事業とは …… 3
高度化事業の特徴 …… 3
貸付対象事業の種類と貸付けの体系 …… 4
高度化事業の貸付けの体系 …… 5
貸付方式 …… 9
共通の貸付条件 …… 9

第２章 高度化融資制度の貸付要件 …… 10
第１節 共通の要件 …… 10
事業実施主体・貸付けの対象者 …… 10
貸付けの対象施設 …… 12
診断助言 …… 14

第２節 中小企業者が実施する事業の要件 …… 16
集団化事業 …… 16
集積区域整備事業 …… 20
施設集約化事業 …… 24
共同施設事業 …… 28
設備リース事業 …… 32
企業合同事業 …… 34
経営革新計画承認グループ事業 …… 36
下請振興事業計画承認グループ事業 …… 38
総合効率化計画認定グループ事業 …… 40

第３節 第三セクターなどが実施する事業の要件 …… 42
地域産業創造基盤整備事業 …… 42
商店街整備等支援事業 …… 44

第４節 リニューアル事業に対する貸付け …… 48

第５節 災害復旧貸付 …… 50

第６節 アスベスト対策事業に対する貸付け …… 52

第３章 高度化事業の貸付けの手続など …… 54
貸付けの手続き …… 54
担保・保証人 …… 56
償還方法と利息の支払い …… 56
借受者の遵守事項 …… 56
貸付後における取扱い …… 58

第４章 高度化事業関連税制の概要 …… 60
国税 …… 60
地方税 …… 60

第５章 アドバイザー派遣制度、高度化推進説明会の概要 …… 62
アドバイザー派遣制度（企業連携支援アドバイザー派遣事業） …… 62
高度化推進説明会 …… 63
問い合わせ先・相談窓口 …… 66

付属資料 活用事例 …… 68

高度化事業とは

高度化事業とは

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から中小企業基盤整備機構（以下「機構」といいます。）と都道府県が一体となって支援する制度です。
これまでに実施してきた代表的な貸付対象事業は、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが掲げられます。
これらの事業は、単に中小企業者の経営基盤の強化を図るだけでなく、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しており、社会課題へも対応し、他の中小企業施策には見られないダイナミックなものとなっています。

高度化事業の特徴

1 長期間、固定金利かつ低利の資金貸付を受けられます。

貸付条件は、長期・低利となっており優遇されています。貸付金利は、貸付時点の市中金利などの動向を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしています。貸付期間中の貸付金利は貸付時点に適用された金利が固定されます。また、特別の法律の認定等を受けた事業などは無利子となっています。
なお、償還期間は、原則20年以内（うち据置期間3年以内）で都道府県が適当と認める期間となっています。

2 計画作成、貸付後の経営アドバイスなどのサポートを受けられます。

貸付けを行うに当たっては、事前に事業計画について専門的な立場から診断助言を受けていただくことが必要となります。診断助言では、全国の成功事例などを踏まえて、過大投資の回避や事業の円滑な実施に向けて、事業計画の作成段階から中小企業診断士等によるサポートが実施されます。
また、診断助言は、借入後も受けることが可能です。

3 事業所税の非課税など、税制上の特別措置を受けられます。

（１）高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

（２）事業所税の非課税

貸付対象事業の種類と貸付けの体系

事業の主体ごと、下図の掲げる事業が貸付対象事業となります。貸付けの体系は、大きく、「有利子貸付」と「無利子貸付」に分けられ、右図のような体系になっています。貸付けの体系により、貸付金利、貸付割合などの貸付条件が決定し、貸付対象事業ごとに、利用できる貸付の体系が分類されています。

※（）内は、事業実施主体

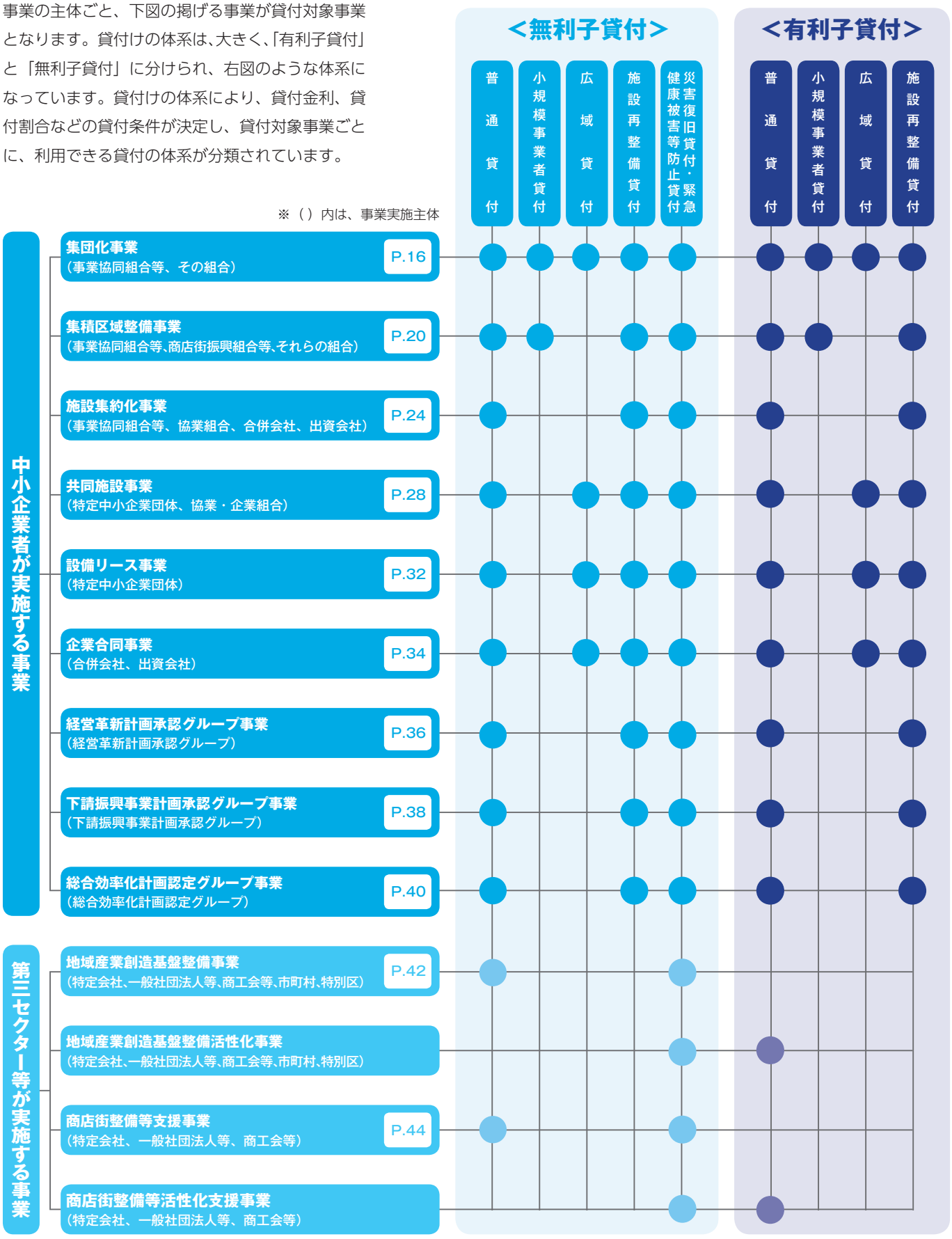

高度化事業の貸付けの体系

1 各事業の事業実施主体と貸付けの相手方

各高度化事業の事業実施主体と貸付けの相手方は、次のとおりです。

事業によっては、事業実施主体と貸付の相手方が異なる場合もありますので、ご注意ください。

事業名	事業実施主体	貸付けの相手方
①集団化事業	事業協同組合 協同組合連合会 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合、協業組合	事業協同組合 協同組合連合会 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合、協業組合
②集積区域整備事業	事業協同組合 協同組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 上記の組合員又は所属員である中小企業者	事業協同組合 協同組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 上記の組合員又は所属員である中小企業者
③施設集約化事業	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 協業組合 合併会社 出資会社	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合又は協業組合 協業組合 合併会社 出資会社
④共同施設事業	特定中小企業団体（※２） 協業組合 企業組合	特定中小企業団体（※２） 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合又は協業組合 協業組合 企業組合
⑤設備リース事業	特定中小企業団体（※２）	特定中小企業団体（※２）
⑥企業合同事業	合併会社 出資会社	合併会社 出資会社
⑦経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループ(共同で事業を行う者が４人以上であるもの)の参加者である中小企業者	経営革新計画承認グループ(共同で事業を行う者が４人以上であるもの)の参加者である中小企業者
⑧下請振興事業計画承認グループ事業	下請振興事業計画承認グループ （共同で事業を行う者が４人以上であるもの）の参加者である中小企業者	下請振興事業計画承認グループ （共同で事業を行う者が４人以上であるもの）の参加者である中小企業者
⑨総合効率化計画認定グループ事業	総合効率化計画認定グループ （共同で事業を行う者が４人以上であるもの）の参加者である中小企業者	総合効率化計画認定グループ （共同で事業を行う者が４人以上であるもの）の参加者である中小企業者
⑩地域産業創造基盤整備事業	特定会社（※３） 一般社団法人等（※４） 商工会等（※５） 市町村（東京都の特別区を含む）	特定会社（※３） 一般社団法人等（※４） 商工会等（※５） 市町村（東京都の特別区を含む
⑪商店街整備等支援事業	特定会社（※３） 一般社団法人等（※４） 商工会等（※５）	特定会社（※３） 一般社団法人等（※４） 商工会等（※５）

（※１）「特定中小事業者」については、第２章第１節「事業実施主体・貸付けの対象者」10ページをご参照ください。
（※２）「特定中小企業団体」は、第２章第１節「事業実施主体・貸付けの対象者」（10ページ）をご参照ください。
（※３）「特定会社」とは、第三セクターや、市町村等が出資している会社などです。
（※４）「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人です。
（※５）「商工会等」とは、商工会、商工会連合会、商工会議所又は日本商工会議所です。

2 貸付金の種類及び負担割合

高度化事業の貸付金の種類には、以下の貸付けの区分があります。この貸付けの区分により、貸付けの割合などが異なります。

【貸付金の種類】

貸付けの区分	要件
普通貸付	「小規模事業者貸付」、「広域貸付」、「施設再整備貸付」、「災害復旧貸付」及び「緊急健康被害等防止貸付」以外の貸付け
小規模事業者貸付	小規模事業者が占有する施設に係る貸付け （小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員数が５人以下）の会社、個人、企業組合、協業組合です。）
広域貸付	集団化事業、共同施設事業、設備リース事業又は企業合同事業のうち、事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が４以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け
施設再整備貸付	過去に高度化事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け
	集団化事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会が、当該事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け
災害復旧貸付	災害を受けた事業用施設の復旧を図るものに係る貸付け
緊急健康被害等防止貸付	事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものに係る貸付け

【高度化事業における機構と都道府県の負担割合】

貸付金の種類	中小企業者への貸付割合（%以内）	中小企業者への貸付けに対する都道府県・機構の負担割合（※）	
		都道府県の負担割合（%以内）	機構の負担割合（%以内）
普通貸付	80	16	64
小規模事業者貸付	90	18	72
広域貸付	80	10	70
災害復旧貸付 緊急健康被害等防止貸付	90	18	72

普通貸付、小規模事業者貸付、広域貸付、施設再整備貸付については、一定の要件を満たすと無利子貸付になります。

また、災害復旧貸付と緊急健康被害等防止貸付の基準を満たすと無利子貸付になります。

ただし、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業に係る貸付けは、無利子貸付になります。

3 無利子貸付の要件

（１）事業が、次のいずれかに該当する場合、金利が無利子となります。

整備施設又は法律名称（略称）	対象事業
・小規模製造業者又は情報サービス業者による共同工場等	・施設集約化事業
・共同公害防止等施設、資源有効利用設備、エネルギー有効利用設備	**ア** 集団化事業 **イ** 共同施設事業
・地域環境保全施設	**ア** 集団化事業 **イ** 集積区域整備事業
・共同防災施設	**ア** 集団化事業 **イ** 集積区域整備事業 **ウ** 施設集約化事業 **エ** 共同施設事業 **オ** 経営革新計画承認グループ事業 **カ** 下請振興事業計画承認グループ事業 **キ** 総合効率化計画認定グループ事業
中小小売商業振興法	
・第４条第１項による認定を受けた商店街整備計画	**ア** 集積区域整備事業 **イ** 共同施設事業
・第４条第２項による認定を受けた店舗集団化計画	・ 集団化事業
・第４条第３項による認定を受けた共同店舗等整備計画	・施設集約化事業
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（労働力確保法） ・第５条第２項に規定する認定計画	**ア** 集団化事業 **イ** 集積区域整備事業 **ウ** 施設集約化事業 **エ** 共同施設事業
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（流通業務総合効率化法） ・第５条第２項に規定する認定総合効率化計画	**ア** 集団化事業 **イ** 集積区域整備事業 **ウ** 施設集約化事業（特定中小企業団体が実施する事業に限る） **エ** 共同施設事業 **オ** 企業合同事業 **カ** 総合効率化計画認定グループ事業
中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）	
・第48条第４項による認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業又は第50条第４項による認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（特定商業施設等整備事業（第７条第８項）又は特定事業（第７条第10項）に係るもの）	**ア** 集団化事業 **イ** 共同施設事業
・第48条第４項による認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業又は第50条第４項による認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（中小小売商業高度化事業（第７条第７項）に係るもの）	**ア** 集団化事業 **イ** 集積区域整備事業 **ウ** 施設集約化事業 **エ** 共同施設事業（特定中小企業団体が実施する事業に限る）
中小企業等経営強化法	
・第15条第２項に規定する承認経営革新計画	**ア** 集団化事業 **イ** 施設集約化事業 **ウ** 共同施設事業 **エ** 設備リース事業 **オ** 経営革新計画承認グループ事業 **カ** 企業合同事業
下請中小企業振興法 ・第７条第２項に規定する承認計画	**ア** 集団化事業 **イ** 施設集約化事業 **ウ** 共同施設事業 **エ** 設備リース事業 **オ** 下請振興事業計画承認グループ事業
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法） ・第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画	**ア** 集団化事業 **イ** 集積区域整備事業 **ウ** 施設集約化事業 **エ** 共同施設事業

（2）災害復旧貸付の要件に該当する場合

大規模な災害又は著しい地盤沈下によって事業活動の運営が著しく困難となり、施設の復旧などを図るために高度化事業を実施する場合。

詳細については、第２章第５節「災害復旧貸付」（50ページ）をご参照ください。

（3）緊急健康被害等防止貸付の要件に該当する場合

飛散性の高いアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は飛散性の高いアスベストが使用された事業用施設の建て替えを行うために高度化事業を実施する場合。

詳細については、第２章第６節「アスベスト対策事業に対する貸付け」（52ページ）をご参照ください。

（4）地域産業創造基盤整備事業又は商店街整備等支援事業の場合

都道府県や市町村の作成する上位計画や事業要件となる法律の認定に基づく事業である「地域産業創造基盤整備事業」（42ページ）又は「商店街整備等支援事業」（44ページ）の場合

MEMO

貸付方式

高度化資金の貸付けの方式には、Ａ方式とＢ方式があります。
Ａ方式は１つの都道府県内での事業、Ｂ方式は２つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式です。
それぞれの方式の資金の流れは、次の図のとおりです。

方式	資金の流れ	貸付けの実行機関
Ａ方式	（財源貸付け）中小機構 → （財源追加）都道府県 → （資金貸付け）中小企業者	都道府県の担当課（※）
Ｂ方式	（財源貸付け）都道府県、（財源貸付け）都道府県 → （財源追加）中小機構 → （資金貸付け）中小企業者	（株）商工組合中央金庫 （機構の業務委託先）

※ 都道府県の担当課については、巻末（66ページ）をご参照ください。

共通の貸付条件

貸付けに当たっての高度化事業の共通条件は、次のとおりです。

償還期限	据置期間を含む**20年以内**であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	**３年以内**であって、都道府県が適当と認める期限
金利	**年利0.60%**（2023年（令和５年）度中に貸付決定を受けたものに適用される利率です。毎年度見直しを行います。） 又は **無利子**（各事業の無利子貸付の要件に該当するものに適用されます。）

事業実施主体・貸付けの対象者

高度化事業の事業実施主体及び貸付けの対象者については、様々な定義があります。代表的なものは以下のとおりです。

（1）中小企業者

①製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者
（資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人（※１））

②卸売業を主たる事業として営む者
（資本金１億円以下又は従業員100人以下の会社及び個人）

③サービス業を主たる事業として営む者
（資本金５千万円以下又は従業100人以下の会社及び個人（※２））

④小売業を主たる事業として営む者
（資本金５千万円以下又は従業員50人以下の会社及び個人）

⑤企業組合

⑥協業組合

⑦水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

⑧事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

⑨商工組合、商工組合連合会

⑩商店街振興組合、商店街振興組合連合会

⑪生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
（直接又は間接の構成員の３分の２以上が上記②、③又は④に該当する者）

⑫酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
（直接又は間接の構成員の３分の２以上が資本金３億円以下又は従業員300人以下の者）

⑬酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
（直接又は間接の構成員３分の２以上が資本金５千万円（酒類卸売業者については１億円）以下又は従業員50人（酒類卸売業者については100人）以下の者）

⑭内航海運組合、内航海運組合連合会
（直接又は間接の構成員３分の２以上が資本金３億円以下又は従業員300人以下の者）

⑮技術研究組合
（直接又は間接の構成員の３分の２以上が①から⑥に該当する者）

（※１）ゴム製品製造業については、資本金３億円以下又は従業員900人以下の会社及び個人

（※２）ソフトウェア業及び情報処理サービス業については、資本金３億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人。旅館業については、資本金５千万円以下又は従業員200人以下の会社及び個人

（2）特定中小事業者

左記 ①から④に該当する者

（3）特定中小事業者等

左記①から⑥までに該当する者

（4）小規模事業者

従業員20人以下の者（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）を行う者は、５人以下）

（5）特定中小企業団体

左記 ⑧から⑪に該当する者
（なお、⑧～⑪の直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小事業者である必要があります。）

（6）事業協同組合等

左記⑧のうち、「事業協同組合」と「事業協同組合又は事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会」

（7）合併会社

中小企業者が、会社である他の中小企業者との合併により存続・設立した会社（中小企業者であるものに限ります。）
なお、当該合併会社については、下記①又は②の要件を満たしている場合が高度化事業の対象となります。

①特定中小事業者が他の特定中小事業者と合併する場合、その合併により存続・設立した合併会社が、合併をしようとする者が共同して作成する協業化計画（次の要件を満たすことが必要です。）に基づいて実施する事業

イ 合併会社が、主として一の建物を整備し、当該建物で事業を行うこと

ロ 合併しようとする特定中小事業者が４人以上であること

ハ 合併しようとする者の３分の２以上が特定中小事業者であること

ニ 合併しようとする特定中小事業者が合併会社の株式の数の３分の２以上を所有すること

等

②流通業務総合効率法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（本州四国連絡橋法）、中小企業等経営強化法による認定・承認を受けた中小企業者等が、当該認定・承認を受けた他の中小企業者等と合併する場合で、その合併により存続・設立した会社が、当該認定・承認に係る計画に基づいて実施する事業

（8）出資会社

中小企業者が、会社である他の中小企業者に対して出資を行ったときの出資を受けた会社です（中小企業者であるものに限ります。）。

なお、当該出資会社については、下記①、②、③のいずれかの要件を満たしている場合に高度化事業の対象となります。

①特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額等の大部分の出資をして設立する会社又は大部分の出資をしている会社が、出資をしようとする者が共同して作成する、出資を受けている会社が作成する共同化計画（次の要件を満たすことが必要です。）に基づいて実施する事業

イ 出資をしようとする者が行う事業の共同の用に供するため、主として一の建物の整備し、経営の合理化を図るための事業を行い、当該建物において事業を行うこと

ロ 出資をしようとする特定中小事業者の数が４人以上であること

ハ 出資をしようとする者の３分の２以上が特定中小事業者であること

ニ 出資をしようとする特定中小事業者が出資会社の株式の数の３分の２以上を所有すること

等

②特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額等の大部分の出資をして設立する会社又は大部分の出資をする者が共同して作成する協業化計画（次の要件を満たすことが必要です。）に基づいて実施する事業

イ 出資をしようとする者が行う事業の共同の用に供するため、主として一の建物の整備し、当該建物において事業を行うこと

ロ 出資をしようとする特定中小事業者の数が４人以上であること

ハ 出資をしようとする者の３分の２以上が特定中小事業者であること

ニ 出資をしようとする特定中小事業者が出資会社の株式の数の３分の２以上を所有すること

等

③流通業務総合効率法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法、中小企業等経営強化法による認定・承認を受けた中小企業者等が出資した当該認定・承認を受けた他の中小企業者等、又は認定・承認を受けた他の中小企業者等とともに出資し設立した会社が、当該認定・承認に係る計画に基づいて実施する事業

（9）特定会社

中小企業者以外の会社（以下「大企業」といいます。）による出資の額の合計額が資本金の額等の２分の１未満である会社であるものなどの要件があります。第２章第３節「第三セクターなどが実施する事業」（40ページ）をご参照ください。

（10）一般社団法人等

一般社団法人にあっては、その議決権の２分の１以上を、中小企業者、特定会社、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所、市町村（特別区を含む。）又は大企業若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者が有していることが必要です。

一般財団法人にあっては、設立時に拠出された財産の価額の２分の１以上を、中小企業者、特定会社、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所、市町村又は大企業若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為をおこなうおそれのない者が有していることが必要です。

（11）商工会等

商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所を指します。

貸付けの対象とならない者

貸付けの対象とならない者は、次のとおりです。

（1）大企業又は次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」といいます。）

①１社の大企業又はその役員から50パーセント以上の出資を受けている中小企業者

②大企業又はその役員から100パーセントの出資を受けている中小企業者

ただし、貸付後に大企業になった場合は、繰上償還の対象となりません。第３章「貸付後における取扱い」（58ページ）をご参照ください。

（2）高度化資金を借りている者で、現在、償還猶予を受けている者及び償還を延滞している者

なお、償還猶予後に償還猶予後の契約どおりに償還を開始し、又は延滞を解消した後、償還が継続的に行われており、今後の償還が確実に行われると認められる場合や激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（激甚災害法）に規定する激甚災害などの事態によって償還を猶予中である場合は、貸付けの対象とすることができます。

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行う者は、貸付けの対象となりません。ただし、同法第２条第１項第１号の料理店及び第５号の営業は除きます。

貸付けの対象施設

1 貸付けの対象となる施設

貸付けの対象となる施設は、**土地、建物、構築物、設備**（設備リース事業にあっては設備のみ）であって、**資産計上されるもの**です。ただし、都道府県が着工を許可する以前に取得し、造成し又は整備した施設は原則として貸付けの対象となりません。

（1）土地

土地については、上記のほか、次の取り扱いとなります。

①土地の事前取得

事業の実施に当たって都道府県から指導を受けている場合であって、借入申込前における土地の取得が、事業の実施を円滑かつ効率的に推進するために必要であると都道府県又は機構が認めた場合に貸付対象とすることができます（ただし、その対象額については、後日、診断などにおいて妥当と認められた範囲内となります。）。

②高度化資金の貸付けを受けないで建物を整備する場合の土地

ア 貸付けの対象者が建物の全部を整備する場合であって、貸付対象施設に貸付対象とならない施設を付随的かつ立体的に整備ものであると認められるときは、用地のすべてを貸付対象とすることができます。

これら以外の場合には、建物のうち貸付対象とならない施設を除く部分の割合に応じた用地分を貸付対象とします。この場合において、階層等による価値を合理的基準により換算した割合によることができるものとします。

イ 貸付けの対象者と貸付けの対象にならない者が区分所有権又は共有持分権を整備する場合は、当該区分所有権又は共有持分権の割合に応じた用地分を貸付対象とすることができます。この場合において、階層等による価値を合理的基準により換算した割合によることができるものとします。

③土地の地上権等

土地を賃借する際の地上権又は賃借権については、次の要件に該当する場合にその取得費を貸付対象とすることができます。

ア 貸付けの対象者が長期的に当該土地を使用することを担保する契約が行われていること。

イ 当該地上権又は賃借権が資産計上されるものであること。

ウ 当該地上権又は賃借権が登記により第三者対抗要件を具備するものであること。

④水利権等

土地を目的どおりに利用するために必要な水利権、水道・工業用水道施設利用権、電気・ガス・熱供給施設利用権又は電気通信施設利用権等の取得及び補償のための費用であって、資産計上できるものは、貸付対象とすることができます。

（2）中古施設に係る取扱い

中古施設についても貸付けの対象とすることができます。ただし、貸付対象額は、時価を上回らない額であって、当該施設の買取り額、取得・維持に関する諸費用から判断して妥当と認められる額とします。

（3）公共的機関に譲渡又は貸与する予定の道路等について

地方公共団体及び公共的機関に譲渡又は貸与することが予定されている道路その他地域環境保全施設等の共同施設は、高度化事業の実施に必要なものである場合に貸付対象とすることができます。

2 貸付けの対象とならない施設

（1）鉱物、岩石、粘土、砂、砂利等を掘採、採石若しくは採取する鉱山、鉱区などの土地（試掘権、採掘権、租鉱権又は採石権等の鉱業権を含みます。）又は廃棄物処理に係る最終処分場の用に供する土地は、貸付けの対象となりません。

（2）他の第三者に長期間（1年以上の期間）賃貸することを目的とする施設は、原則として貸付けの対象となりません。

3 貸付対象施設の取得価格

貸付対象施設の取得価格は、次の金額の合計額であって、当該施設に係る資産計上額とします。

（1）当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料等その他資産の購入のために要した費用を含みます。）

（2）当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額（地質調査費、設計費、据付費、調整試運転費など）

4 施設の改造・取壊しに係る取扱い

高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の改造、取壊しを行う場合について、改造後の施設が同等以上の価値又は機能を有し、かつ、債権の保全に支障がないと認められるときは、繰上償還の対象としないことができます。

したがって、**過去に高度化資金の貸付け受けた組合などが施設のリニューアルを行う場合にも柔軟に対応できます**（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

5 国の補助金の対象施設に係る取扱い

国の補助金を直接又は間接に受けた、又は受けることを予定している施設を貸付対象とする場合は、当該施設の金額から当該補助金の総額を控除した金額を高度化資金の貸付けの対象金額とします。

（例１）必要な資金が 100 の場合で、うち、10 が国からの補助金である場合

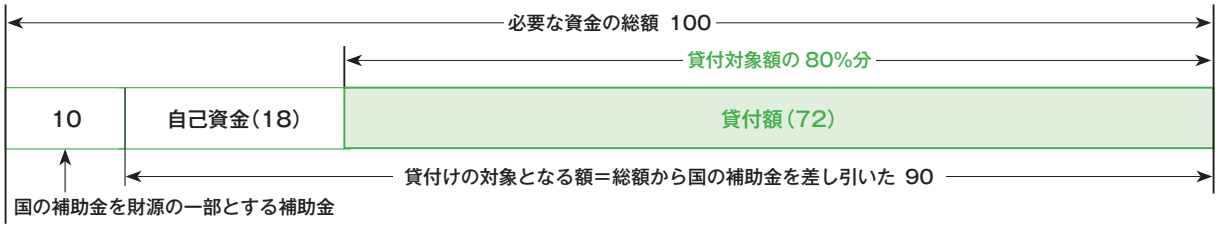

（例２）必要な資金が 100 で国・地方公共団体からそれぞれ 10 ずつ補助金が出ている場合

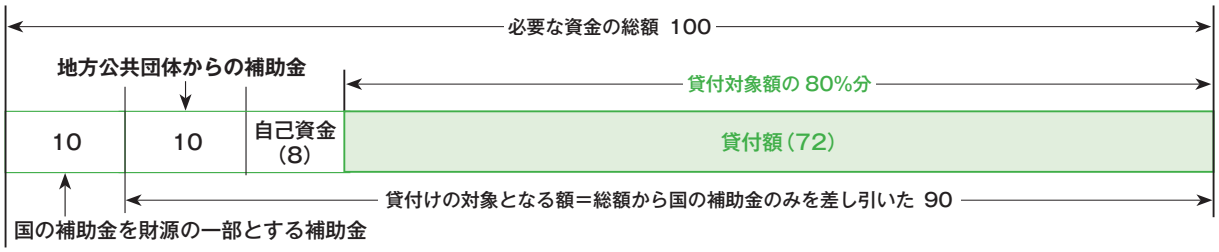

6 基準となる人数の取扱い

貸付け要件の基準となる人数については、次の取扱いとなります。

（１）一の法人たる特定中小事業者又はその役員が所有する株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人たる特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上である場合には、当該他の法人である特定中小事業者は、基準の人数には含めません。

（２）特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上を同一の株主、社員若しくは出資者又はそれらの役員が所有している場合は、特定中小事業者が２人以上であっても、基準の人数は１人として取り扱います。

7 貸付けにおける消費税の取扱い

高度化資金の貸付けにおける消費税については、次の取扱いとなります。

（１）貸付けの対象となる施設の取得、造成、整備に必要な資金に消費税を含めることができます。さらに、消費税の額については、固定資産の取得価額に算入する必要はありません。

（２）また、消費税が還付された場合においては、該当金額を繰上償還する必要はありません。

8 都市計画上の見地

事業実施に係る建物その他の施設は、都市計画その他市街地の整備の見地から適当であると認められる地域内にあることが必要となります。

診断助言

1 貸付けを希望する者は、高度化事業計画を作成する初期の段階から、都道府県に相談してその助言を受けることになります。
66 ページの都道府県の相談窓口にご連絡ください。

2 診断助言の実施段階の目安とそれぞれの助言種類及び概要は、次のとおりです。

A **高度化事業構想固めから計画づくりまでの段階**	「相談助言」により、高度化事業実施について基本的な留意事項等について相談に応じ、計画化が円滑になるよう助言を行います。
B **初期の高度化事業計画を有し、さらに事業計画のブラッシュアップが必要な段階**	「事前助言」により、計画の高度化事業制度要件への適合性等を確認し、事業計画の精度を高めるために助言を行います。
C **高度化事業実施に向けて、事業計画・建設計画が完成した段階**	「計画診断」や「建設診断」により、策定された高度化事業計画の妥当性を判断し、計画実施の円滑化を図るために助言を行います。
D **高度化事業実施後、事業運営を行う段階**	「運営診断」により、資金を借入れ、高度化事業を実施した後に、中小企業者が円滑な事業運営を行うために助言を行います。

3 高度化事業の診断実施機関については、次の区分となっています。

区分	実施機関
（1）A方式	都道府県
（2）B方式	機構及び都道府県
（3）貸付後の運営診断	都道府県又は機構及び都道府県

※ 高度化事業の診断助言は、都道府県の依頼に応じて、機構も参加することとなります。

4 上記3の表の（1）又は（2）の診断は、原則として診断の申込みを受けてから3ヶ月以内に終了することになっています。

MEMO

集団化事業

1 集団化事業とは

（1）市街地や既存の団地などで事業を営んでいる中小企業者の方は、次のような問題を抱えていることが多いと思われます。

・現在の事業所を拡張しようとしても、隣接する用地の取得がなかなかできない。

・騒音、ばい煙などの公害問題で住民から苦情が出て、操業に支障をきたしている。

・事業所の前の道路が狭く、大型の資材の搬入や搬出ができないので困っている。

・事業所が古くて狭いので、若年労働者の雇用が難しい。

また、中小企業者の中には、新たな事業環境のもとで異業種の企業などと連携を図りながらビジネスチャンスをつかみたいと考えている方も多いと思われます。このような問題や課題に対処するため、中小企業者が事業協同組合などを設立し、移転計画を作成したうえで、適地に集団で移転し、すべての組合員が一の団地又は建物の内部に施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営基盤の強化を図る事業が集団化事業です。

（2）また、過去に集団化事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応、団地内の空き区画の整備などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

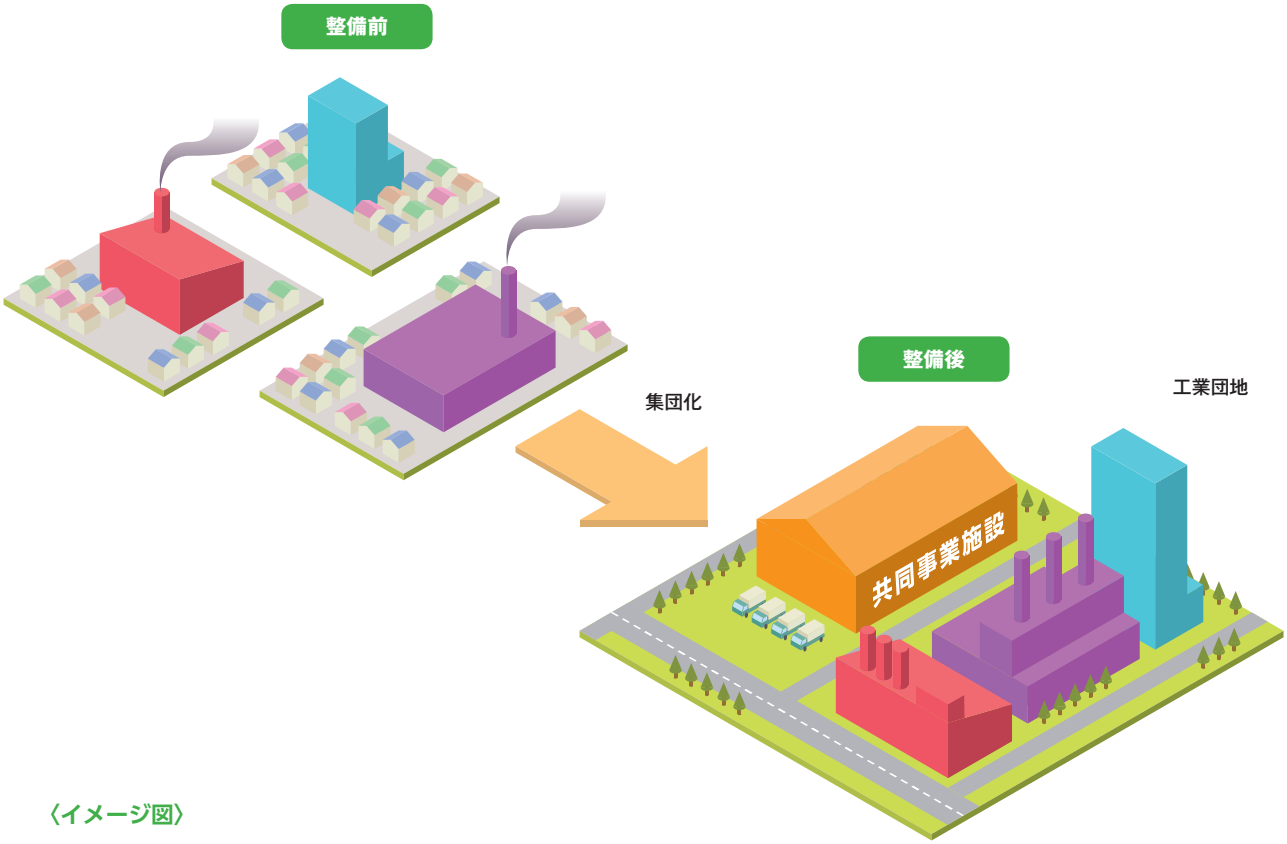

〈イメージ図〉

2 集団化事業を実施する場合の主な要件

（1）計画作成主体

計画の作成主体は、**事業協同組合、協同組合連合会（事業協同組合又は事業協同小組合のみを会員とするものに限ります。）**です。集団化事業を実施するためには、参加予定企業を組合員とする事業協同組合などを設立し、集団化計画を作成する必要があります。

（2）事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

①事業協同組合
②協同組合連合会
③事業協同組合又は協同組合連合会の組合員又は所属員（以下「組合員等」といいます。）である特定中小事業者等

（３）組合員等の数

集団化事業を実施するためには、組合員等である特定中小事業者等の数が、次のいずれかの事由に該当する場合は、**５人以上**で実施することができます。

①東京都の特別区や人口10万人以上の市で行われる場合であって、事業協同組合、協同組合連合会（以下集団化事業において「団地組合」といいます。）の組合員の３分の２以上が集団化計画の作成の際に、当該区域内又はそれら区域の近隣の区域内で事業を行っている場合
②団地組合の組合員等の3分の2以上が小規模事業者である場合
③商店街の区域又はその隣接地で行われる場合であって、既存の商店街の活性化に資すると認められる場合（※１）
④当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合
⑤上記①から④の他、地域の振興に資すると認められる場合（※２）

これ以外の場合は、10人以上となります。

（４）施設の整備

すべての組合員等が一の団地又は主として一の建物の内部に団地組合の組合員等である資格事業を行うために必要な**施設（以下「特定施設」といいます。）**を整備する必要があります。

（５）特定施設の移転

組合員等の３分の２以上が、これまで事業を行っていた**特定施設の全部又は一部を移転**しなければなりません。

ただし、次のいずれかの事由に該当する場合は、特定施設の移転の必要はありません。

①当該集団化事業が、中小小売商業振興法第４条第２項の認定を受けた店舗等集団化計画又は中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業である場合
②当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員の３分の２以上が特定施設の全部又は一部を移転することが困難になった場合
③上記①、②の他、特定施設の移転の必要がないと認められる場合

（６）共同事業の実施

団地組合は、次のような**共同事業**を必ず行う必要があります。

ただし、共同事業を実施するための共同施設は必ずしも整備する必要はありません。

・共同購買、共同加工、共同販売、共同受注、共同宣伝、商品又は技術等の開発、需要開拓、情報の収集・処理・提供、教育・研修など

（７）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（８）長期間（１年以上の期間）賃貸を目的とする施設が貸付けの対象となる場合

長期間賃貸を目的とする施設については原則として貸付けの対象となりませんが、団地組合の組合員等である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として賃貸するもので、次の要件に該当する場合は、貸付対象となります。

①貸与を受ける者は、当該施設を他の第三者に賃貸するものでないこと。
②貸与を受ける者は、（３）③の場合以外は特定中小事業者等であること。
③賃貸を行う者は、当該団地組合の組合員等である特定中小事業者等であること。
④当該賃貸施設の規模が、貸与を受ける組合員等である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。
⑤当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわたり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。

（※１）「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①次の要件を満たした集団化事業（商店街パティオ）
　ア 共同施設としてのテラス、憩いの場、小公園又は広場を整備するものであること。
　イ 組合員等の３分の２以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。
②空き店舗等（商店街の区域において事業活動を継続することを断念し、店舗、倉庫又は事業場等が事業活動の場として使われていない状態となっている施設）を活用して行われる集団化事業であって、次のいずれかに該当し、団地組合の組合員の３分の２以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であるもの。
　ア 中小小売商業振興法第４条第２項の認定を受けた店舗等集団化計画に基づくもの。
　イ 中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づくもの。
　ウ 地域商店街活性化法第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの。

（※２）「地域の振興に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①以下のいずれかの地域において整備される場合
- **ア** 過疎地域自立促進特別措置法第２条に規定する過疎地域内
- **イ** 半島振興法第２条に規定する半島振興対策実施地域として指定された地域内
- **ウ** 農村への産業の導入の促進等に関する法律第５条の規定に基づき産業導入地区として定められた区域内
- **エ** 沖縄県の区域内

②以下のいずれかに該当する場合
- **ア** 都道府県又は市町村が作成する地域の振興に関する計画に基づいて実施されるもの
- **イ** 都道府県又は市町村が地域の振興に資すると認めるもの

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に集団化事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります。この場合における取扱いは、次のとおりです（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

①組合員の新規加入、既存組合員の施設の追加移転、共同施設の追加及び空き区画の再整備等を行う場合は、**集団化事業の施設再整備貸付**となります。
②施設の追加又は移転を伴わない既存施設の再整備については、**新規の集積区域整備事業**となります。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

集団化事業のうち、次の場合は、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（１）共同公害防止等施設（共同処理施設、共同防止施設、省資源・省エネルギー共同施設）を整備するもの

①共同公害防止施設を整備するもの
貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次の施設です。

- **ア** 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその整備に係る施設
- **イ** ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための整備及びその整備に係る施設
- **ウ** 産業廃棄物を処理するための設備及びその整備に係る施設
- **エ** 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその整備に係る施設
- **オ** その他公害防止関連法令等により規制の対象となっている公害の発生を防止するための設備及びその整備に係る施設

②省資源・省エネルギー共同施設を整備するもの
貸付けの対象となるのは、次の施設です。

- **ア** 資源有効利用設備及びその整備に係る施設
  - ａ 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
  - ｂ 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
  - ｃ その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその整備に係る施設
- **イ** エネルギー有効利用設備及びその整備に係る施設
  - ａ 省エネルギー型製造設備であって、エネルギー使用効率が10％以上向上するもの及びその整備に係る施設
  - ｂ 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその整備に係る施設
  - ｃ 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその整備に係る施設
  - ｄ 高温又は冷温のエネルギー放射を防止するための設備及びその整備に係る施設
  - ｅ 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその整備に係る施設
  - ｆ その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が１０％以上向上するもの及びその整備に係る施設

（２）地域環境保全施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、地域環境の保全に資する次の施設です。

①緑地、公園、その他工場立地法施行規則第４条に掲げる施設
②地域の住民にも利用され、公共的道路として利用されると認められる団地内主要道路
③その他地域環境の保全に資すると認められる施設

（３）共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
②集中災害検知装置
③消防・消火施設
④防風・防砂林
⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

（４）中小小売商業振興法第４条第２項の認定を受けた店舗集団化計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①組合員等である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
②共同施設については、環境施設（例えば、アーケード、カラー舗装、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等の組合員及び一般公衆の利便施設）又は非収益施設（例えば、ゴミ処理施設、組合事務所等）であること。

（５）労働力確保法第５条第２項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第５条第１項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

①研修施設
②従業員共同宿舎
③食堂
④託児施設

（６）流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

①流通業務総合効率化法第４条第１項の規定に基づく認定を受けた団地組合であること。
②組合員等である特定中小事業者等の３分の１以上、かつ、４人以上が参加するものであること。
③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の３分の２以上が、特定中小事業者等であること。
④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の２分の１を超えるものであること。
⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の３分の１未満であること。

（７）中心市街地活性化法に規定する次の計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの計画に基づき事業を実施するものであることが必要です。

①中心市街地活性化法第７条第８項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画
②中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画

（８）中小企業等経営強化法第 15 条第２項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第１項の承認を受けた中小企業者であること。
②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

（９）下請中小企業振興法第７条第２項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

（10）地域商店街活性化法第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の要件を満たすことが必要です。

①組合員等である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

5 集団化事業における税制措置

集団化事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第４章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

（１）国税

・高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

（２）地方税

①事業所税の非課税

集積区域整備事業

1 集積区域整備事業とは

（1）商店街、問屋街、工場街、その他工場、店舗、事業場などが集まっている区域において、事業環境の改善など当該集積区域の整備を行う事業です。
具体的には、上記のような集積区域の中小企業者によって構成される組合が、問題解決（改善）のため計画を作成し、組合員である中小企業者が事業を行う工場、店舗、事業場などの施設の改造、新たな施設の建設を行うとともに、道路拡幅、植栽、アーケード・カラー舗装、共同配送センター、共同駐車場などの共同施設の整備を行うことにより、当該区域の再整備を行う事業が、集積区域整備事業です。
（2）また、過去に集積区域整備事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【商業集積（商店街）の例】

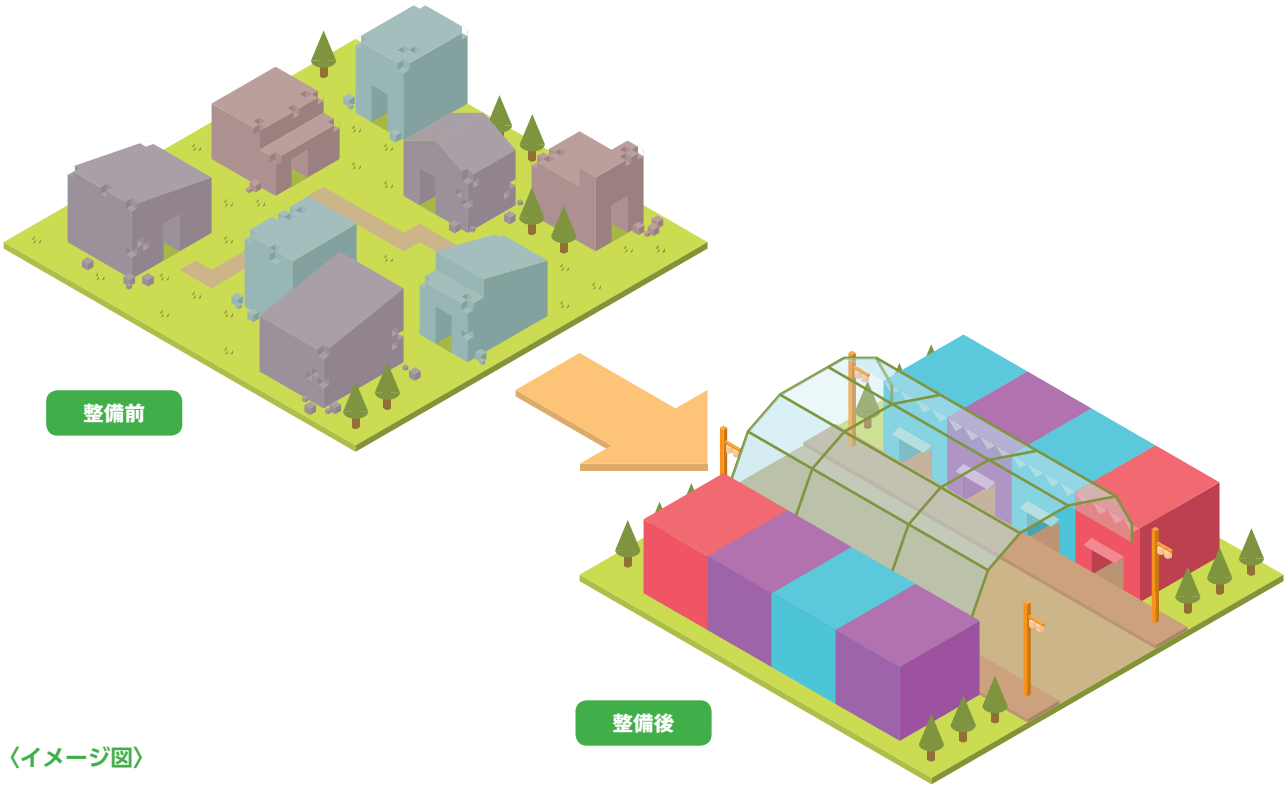

〈イメージ図〉

２ 集積区域整備事業を実施する場合の主な要件

（１）計画作成主体

計画の作成主体は、**事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会**です。集積区域整備事業を実施するためには、集積区域整備計画を作成した上で事業を推進していく必要があります。

（２）事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

①事業協同組合
②協同組合連合会
③商店街振興組合
④商店街振興組合連合会
⑤上記組合又は連合会の組合員等である中小企業者

（３）集積区域

本事業は、上記の組合又は連合会（以下、集積区域整備事業では「集積区域組合」といいます。）の**組合員等の２分の１以上が事業を行っている区域（集積区域）**が対象となります。

（４）組合員の敷地面積割合

本事業は、集積区域内に整備している工場、店舗、事業場などの施設の敷地面積のうち、**組合員等が使用する部分が２分の１以上**である場合に実施することができます。

（５）組合員等の数

集積区域整備事業を実施するためには、**組合員等の数が、原則として10人以上**必要です。

ただし、当該集積区域整備事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合又は過去に高度化資金の貸付けを受けて形成された集積区域で行われる場合であって、次のいずれかの事由に該当する場合は、**５人以上**で実施することができます。

①東京都の特別区や人口10万人以上の市で行われる場合であって、集積区域組合の組合員の３分の２以上が集積区域整備計画の作成の際に、特別区内や10万人以上の市内、又はそれら区域の近隣の市町村で事業を行っている場合
②集積区域組合などの組合員等の３分の２以上が小規模事業者である場合
③商店街の区域又はその隣接地で行われる場合であって、既存の商店街の活性化に資すると認められる場合（※１）
④集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合
⑤上記①から④の他、地域の振興に資すると認められる場合（※２）

（※１）の「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」及び（※２）の「地域の振興に資すると認められる場合」については、16ページをご参照ください。

（６）中小企業者の割合

組合員等の３分の２以上が、特定中小事業者等である必要があります。

（７）施設の整備

組合員等の２分の１以上が、集積区域に集積区域組合の組合員である資格事業を行うために必要な施設（以下「特定施設」といいます。）を整備する必要があります。

ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、それぞれに掲げる人数以上で実施することができます。

①過去に集団化事業を実施して形成された区域において、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の３分の２以上が特定中小事業者等である場合であって、集積区域の活性化に資すると認められる場合（※３）……１人
②当該集積区域整備事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員の２分の１以上が、特定施設を整備することが困難となった場合……５人

（※３）の「集積区域の活性化に資すると認められる場合」については、21ページをご参照ください。

（８）共同事業の実施

集積区域組合は、次のような**共同事業**を必ず行う必要があります。ただし、このような共同事業を実施するための共同施設は必ずしも整備する必要はありません。

・共同購買、共同加工、共同販売、共同受注、共同宣伝、商品又は技術等の開発、需要開拓、情報の収集・処理・提供、教育・研修など

（９）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（10）長期間（１年以上の期間）の賃貸を目的とする施設が貸付けの対象となる場合

長期間賃貸を目的とする施設については原則として貸付けの対象となりませんが、集積区域組合の組合員等である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として賃貸するもので、次の要件に該当する場合は、貸付対象となります。

①貸与を受ける者は、当該施設を他の第三者に賃貸するものでないこと。
②賃貸を行う者は、集積区域組合の組合員等である特定中小事業者等であること。
③当該賃貸施設の規模が、貸与を受ける組合員である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。
④当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわたり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。
⑤当該集積区域整備事業を実施するうえにおいて、当該賃貸施設の整備が必要なものであり、かつ、その整備を推進するためには高度化資金の貸付けを行うことが妥当と認められるものであること。
⑥新たに組合員等となる者に賃貸を行う組合員等である特定中小事業者等に対する貸付けに当たっては、上記①から⑤までに該当するものであって、かつ、集積区域の整備及び不足業種の導入の観点からみて必要と認められるものであること。

（※３）「集積区域の活性化に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①空き店舗等を活用して行われる集積区域整備事業であって、次のいずれかに該当し、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の３分の２以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であるもの。
　ア 中小小売商業振興法第４条第１項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの。
　イ 中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心地活性化事業計画に基づくもの。
　ウ 地域商店街活性化法第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの。
②過去に高度化資金の貸付けを受けて集団化事業を実施したものであって、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員等の３分の２以上が特定中小事業者等であるもの。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に集積区域整備事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

集積区域整備事業のうち、次の場合は貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（１）地域環境保全施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設は、地域環境の保全に資する次の施設です。

①緑地、公園、その他工場立地法施行規則第４条に掲げる施設
②地域の住民にも利用され、公共的道路として利用されると認められる団地内主要道路
③その他地域環境の保全に資すると認められる施設

（２）共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
②集中災害検知装置
③消防・消火施設
④防風・防砂林
⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

（３）中小小売商業振興法第４条第１項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①組合員である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

（４）労働力確保法第５条第２項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第５条第１項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

①研修施設
②従業員共同宿舎
③食堂
④託児施設

（５）流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

①流通業務総合効率化法第４条第１項の規定に基づく認定を受けた組合等であること。
②組合員等である特定中小事業者等の３分の１以上、かつ、４人以上が参加するものであること。
③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の３分の２以上が、特定中小事業者等であること。
④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の２分の１を超えていること。
⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の３分の１未満であること。

（６）中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づくもの

（７）地域商店街活性化法第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

①組合員等である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

5 集積区域整備事業における税制措置

集積区域整備事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第４章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

・地方税
①事業所税の非課税

施設集約化事業

1 施設集約化事業とは

（1）次のような個々の企業では解決が難しい課題や問題を抱えている中小企業者が、共同で組合や会社を設立し、共同工場、共同店舗、共同事業場などを整備して施設を集約化し、経営の合理化を図る事業です。

・新分野進出、新規事業の開拓などを共同で新たに実施したい。
・現在事業を行っている施設が狭隘化したり、老朽化が進んでいる。
・生産設備や生産方式が旧態化し生産性や作業効率が低下している。
・顧客吸引力が弱まっている（多様な顧客のニーズに応えたい。）。

なお、本事業は次の２つの形態に分類されます。

○共同化形態

事業協同組合や出資会社が、組合員や出資者である中小企業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場、共同事業場などの主として一の建物を整備・運営し、組合員や出資者のすべてが施設内でそれぞれ事業を行うことによって、組合員や出資者の経営の近代化・合理化を図る形態

○事業統合形態

協業組合や合併会社・出資会社が、主として一の建物を整備し、従来の事業の全部又は一部について協業化するなどの事業統合を行うことにより、経営の近代化・合理化を図る形態

（2）また、過去に施設集約化事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【共同化形態の例】
ショッピングセンターの整備

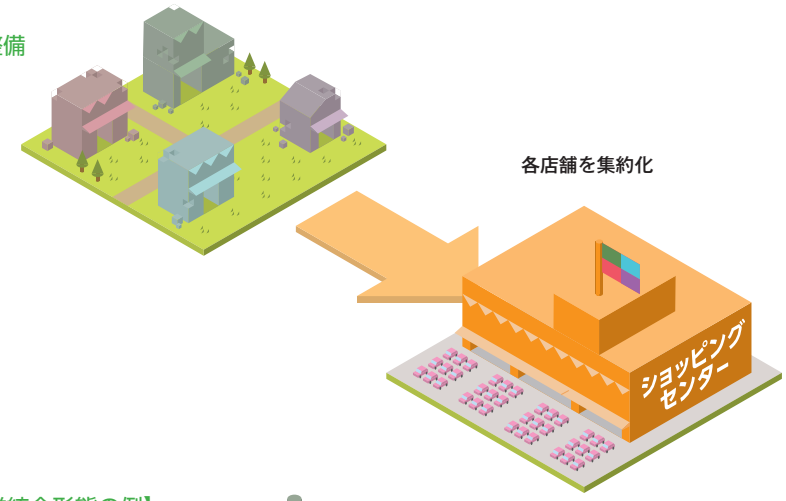

【事業統合形態の例】
共同工場の整備

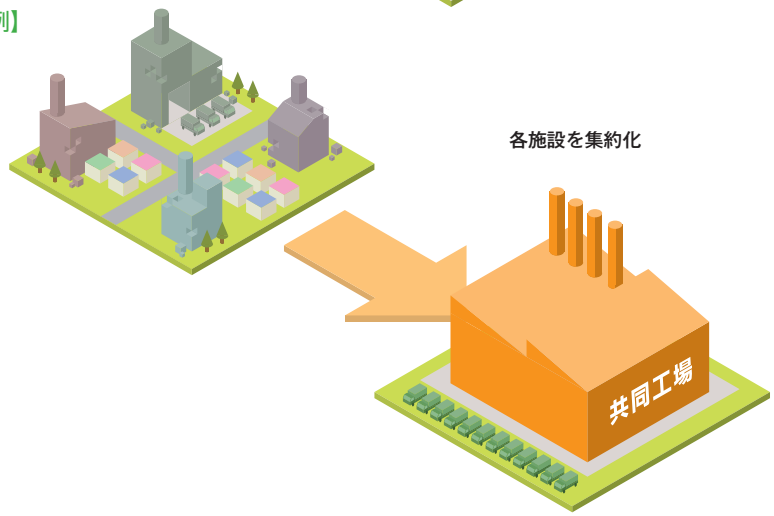

〈イメージ図〉

２ 施設集約化事業を実施する場合の主な要件

〔共同化形態の主な要件〕

（１）事業実施主体

実施主体は、次の**組合等**又は**会社**です。

①**事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会**
②**出資会社**

※ 事業実施主体の計画に基づき事業を実施する組合員等が貸付けの相手方となることができます。

（２）事業の実施

組合員等又は出資者は、組合等又は出資会社が作成する**共同化計画に基づいてそれぞれ事業**を行わなければなりません。

（３）建物の整備

主として一の建物を整備し、組合員等又は出資者の**すべて**が当該建物においてそれぞれ事業を行うことが必要です。

（４）組合員等又は出資者の数

①組合等の場合は、組合員等の数が**４人以上**必要です。
②出資会社の場合は、出資をしようとする特定中小事業者の数が**４人以上**必要です。

（５）中小企業者の割合

組合等の場合は、**組合員の３分の２以上**が**特定中小事業者等**、出資会社の場合は、**出資者の３分の２以上**が**特定中小事業者**でなければなりません。

（６）出資割合

出資会社が実施主体の場合には出資者である特定中小事業者は、出資会社の発行済み株式総数又は出資総額の**３分の２以上**を所有する必要があります。

（７）適切な共同事業の実施

組合等又は出資会社は、組合員等又は出資者の経営の合理化を図るための**共同事業**を実施する必要があります。

（８）利用面積割合

特定中小事業者等である組合員等又は出資者の行う事業に利用する建物の床面積の合計が、組合員等又は出資者の行う事業の共同の用に供する**床面積の３分２以上**でなければなりません。
なお、当該利用面積の算定にあたっては、みなし大企業の利用する面積は除きます。

（９）組合員等以外の利用面積割合

組合員等以外の者に施設の一部を利用させることが合理的運営に資すると認められる場合は、組合員以外の者の利用する建物延べ床面積の合計が、組合員等の利用する**建物延べ床面積の20パーセント以内**まで認められます。

（10）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。
ただし、組合員等又は出資者以外で大企業が利用する部分は、貸付けの対象となりません。

〔事業統合形態の事業の主な要件〕

（１）実施主体

実施主体は、次の**組合**又は**会社**です。

①**協業組合**
②**合併会社、出資会社**

（２）事業の実施

組合又は会社は、協業化計画に基づき、当該建物において統合した事業を共同経営しなければなりません。

（３）建物の整備

主として一の建物を整備しなければなりません。

（４）組合員数又は出資者数

①協業組合の場合は、組合員の数が**４人以上**必要です。
②合併会社又は出資会社の場合は、合併又は出資をしようとする特定中小事業者の数が**４人以上**必要です。

（５）中小企業者の割合

組合員及び合併又は出資をしようとする者の**３分の２以上**が特定中小事業者でなければなりません。

（６）出資割合

合併会社又は出資会社が実施主体の場合には、合併又は出資をしようとする特定中小事業者は、合併会社又は出資会社の発行済み株式総数又は出資総額の**３分の２以上**を所有する必要があります。

（７）協業組合、合併会社又は出資会社以外の者の利用面積割合

協業組合、合併会社又は出資会社以外の者に施設の一部を利用させる場合は、これら以外の者の利用する建物延べ床面積の合計が、協業組合、合併会社又は出資会社の利用する**建物延べ床面積の３分の１以内**まで認められます。

（８）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。
ただし、協業組合、合併会社又は出資会社以外の大企業が利用する部分については、貸付けの対象となりません。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に施設集約化事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

施設集約化事業のうち、次の場合については貸付条件が優遇され、金利が無利子となります。

（１）組合員等又は合併者・出資者の３分の２以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれかーの業種又は相互に関連性の高い製造業及びサービス業を行うものであって、次の要件に該当するもの

①組合員等又は合併者・出資者のすべてが特定中小事業者等であること。
②組合員等又は合併者・出資者の５分の４以上が小規模事業者であること。
③共同化形態の場合は、組合等の組合員等である特定中小事業者等のすべてが事業の用に供する工場、事業場の全部又は一部を共同工場など一棟の建物に移転するもの。なお、小規模事業者は操業の全部を移転しなければなりません。ただし、小規模事業者が当該共同工場等において行おうとする事業以外の事業を兼業している場合であって、当該兼業部門を移転せず、旧事業所等において事業を存続させても当該事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときは、この限りでありません。
また、組合等の組合員等が製造業又は情報サービス業以外の事業を行う特定中小事業者等である場合には、当該事業を円滑に行うために必要な者であることが必要です。
④事業統合形態の場合は、協業組合の組合員、合併者又は出資者である特定中小事業者が、協業組合の協業対象事業、合併会社又は出資会社が行う事業に該当する操業のすべてを廃止し、共同工場等において操業を協業化又は集約化するもの。なお、協業組合の協業対象事業、合併又は出資会社が行う事業は、主として製造業又は情報サービス業であることが必要です。
また、協業組合の協業対象事業、合併会社又は出資会社が行う事業に製造業又は情報サービス業以外の事業を含む場合には、当該事業を円滑に行うために必要な事業であることが必要です。
⑤共同工場などの施設は、主として製造業又は情報サービス業の事業の用に供するものであること。

（２）共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
②集中災害検知装置
③消防・消火施設
④防風・防砂林
⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

（３）中小小売商業振興法第４条第３項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①貸付けの対象施設である共同店舗又は店舗及びこれに附帯する設備で、次の要件を満たすものであること。
　ア 施設を整備する共同化形態の組合等の組合員の２分の１以上が、小規模事業者であること。
　イ 共同店舗又は店舗の全体の床面積（階段等の共用部分及び環境施設を除きます。）のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積の占める割合が２分の１以上であること。
②共同店舗又は店舗とともに整備する環境施設又は非収益施設であること。
③貸付けの対象者が、出資会社の場合は、次の要件に該当すること。
　ア 出資者の３分の２以上が小売商業又はサービス業を営む特定中小事業者であること。
　イ 小売商業を営む特定中小事業者の数がサービス業を営む特定中小事業者等の数以上であること。
　ウ 小売商業を営む者の数がサービス業を営む者の数以上であること。

（４）労働力確保法第５条第２項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第５条第１項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

①研修施設
②従業員共同宿舎
③食堂
④託児施設

（５）流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの（特定中小企業団体が実施する事業に限ります。）

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

①流通業務総合効率化法第４条第１項の規定に基づく認定を受けた組合等であること。
②組合員等である特定中小事業者等の３分の１以上、かつ、４人以上が参加するものであること。
③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の３分の２以上が、特定中小事業者等であること。
④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の２分の１を超えていること。
⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の３分の１未満であること。

（６）中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づくもの

（７）中小企業等経営強化法第 15 条第２項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第１項の承認を受けた中小企業者であること。
②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

（８）下請中小企業振興法第７条第２項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

（９）地域商店街活性化法第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の要件を満たすことが必要です。

①共同店舗又は店舗及びこれに附帯する施設のうち、次のいずれかの要件に該当するものであること。
　ア 施設を整備する組合等の組合員の２分の１以上が小規模事業者であること。
　イ 共同店舗又は店舗の全体の床面積のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積（階段等の共用部分及び環境施設を除きます。）の占める割合が２分の１以上であること。
②共同店舗又は店舗とともに整備する環境施設又は非収益施設であること。

5 施設集約化に係る事業における税制措置

施設集約化事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第４章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

・地方税
①事業所税の非課税

共同施設事業

1 共同施設事業とは

（1）中小企業者が組合を設立し、共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業です。例えば中小卸売業者が在庫管理、配送の効率化を図るために新鋭機器を導入した共同物流センター、展示場・会議室等を備えた組合会館を整備したり、商店街の中小小売業者が顧客吸引力を高めるためにアーケードや共同駐車場を整備する事業などがあげられます。

なお、本事業は次の２つに分類されます。

○事業協同組合などが行う事業

組合が、組合員の経営の近代化・合理化を図るための共同事業の用に供する施設を整備・所有し、組合員が共同利用する事業

○協業組合又は企業組合の行う事業

中小企業者が、他の中小企業者と従来の事業の全部又は一部を共同化、協業化して、共同経営するための施設を整備する事業

（2）また、過去に共同施設事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【事業協同組合などが行う事業の例】共同物流センターの設置

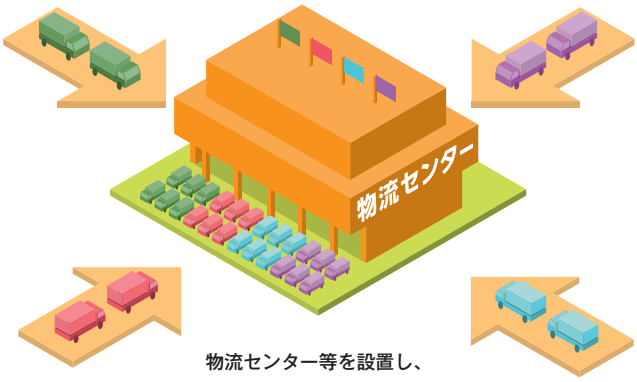

物流センター等を設置し、
共同で配送の効率化を図る

【協業組合又は企業組合が行う事業の例】
共同経営するための施設の設置

事業の全部または一部を
共同化・協業化する

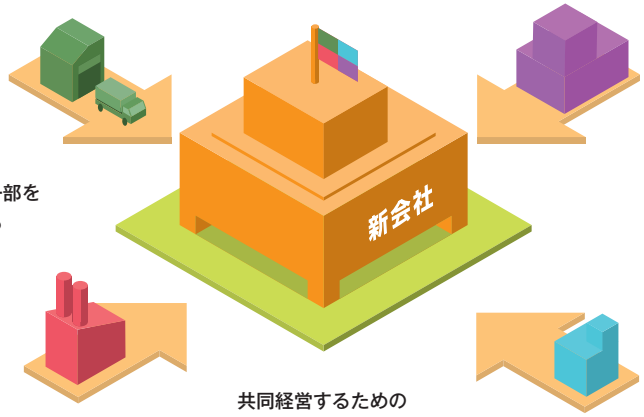

共同経営するための
施設を設置する

〈イメージ図〉

2 共同施設事業を実施する場合の主な要件

〔事業協同組合などが行う事業の主な要件〕

（1）事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
②商工組合、商工組合連合会
③商店街振興組合、商店街振興組合連合会
④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

※ 事業実施主体の計画に基づき事業を実施する組合員等が貸付けの相手方となることができます。

（2）組合員等の数

組合員等の数が**４人以上**必要です。
なお、アーケード、カラー舗装等の商店街の環境整備に関する施設を整備する事業については、**10人以上**必要となります。

（3）中小企業者の割合

組合員等の３分の２以上が特定中小事業者等でなければなりません。

（4）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

〔協業組合又は企業組合が行う事業の主な要件〕

（1）実施主体

実施主体は、**協業組合**又は**企業組合**です。

（2）組合員数

組合員の数が**４人以上**必要です。

（3）中小企業者の割合

協業組合の場合は、組合員の**３分の２以上**が特定中小事業者でなければなりません。

（4）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に共同施設事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

共同施設事業のうち、次に掲げるものは、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（1）共同公害防止等施設（共同処理施設、共同防止施設、省資源・省エネルギー共同施設）を整備するもの

①共同公害防止施設を整備するもの
貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次の施設です。

ア 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその整備に係る施設
イ ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその整備に係る施設
ウ 産業廃棄物を処理するための設備及びその整備に係る施設
エ 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその整備に係る施設
オ その他公害防止関連の法令などにより規制の対象となっている公害の発生を防止するための設備及びその整備に係る施設

② 省資源・省エネルギー共同施設を整備するもの
貸付けの対象となるのは、次の施設です。

ア 資源有効利用設備及びその整備に係る施設
　a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
　b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
　c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその整備に係る施設
イ エネルギー有効利用設備及びその整備に係る施設
　a 省エネルギー型製造設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設
　b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその整備に係る施設
　c 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその整備に係る施設
　d 高温又は冷温のエネルギー放射を防止するための設備及びその整備に係る施設
　e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその整備に係る施設
　f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設

（2）共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
②集中災害検知装置
③消防・消火施設
④防風・防砂林
⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

（3）中小小売商業振興法第４条第１項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①組合員である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

（4）労働力確保法第５条第２項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第５条第１項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

①研修施設
②従業員共同宿舎
③食堂
④託児施設

（5）流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

①流通業務総合効率化法第４条第１項の規定に基づく認定を受けた組合等であること。
②組合員等である特定中小事業者等の３分の１以上、かつ、４人以上が参加するものであること。
③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の３分の２以上が特定中小事業者等であること。
④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の２分の１を超えていること。
⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の３分の１未満であること。

（6）中心市街地活性化法に規定する次の計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの計画に基づき事業を実施するものであることが必要です。

①中心市街地活性化法第７条第８項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画
②中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（特定中小企業団体が実施する事業に限ります。）

（7）中小企業等経営強化法第 15 条第２項に規定する承認経営改革計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第１項の承認を受けた中小企業者であること。
②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

（8）下請中小企業振興法第７条第２項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

（9）地域商店街活性化法第５条第３項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の要件を満たすことが必要です。

①組合員である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

5 共同施設事業における税制措置

共同施設事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第４章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

・地方税
①事業所税の非課税

MEMO

設備リース事業

1 設備リース事業とは

（1）事業協同組合などが組合員の生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括して取得し、組合員に買取予約付で賃貸（設備リース）する事業です。

（2）また、過去に設備リース事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

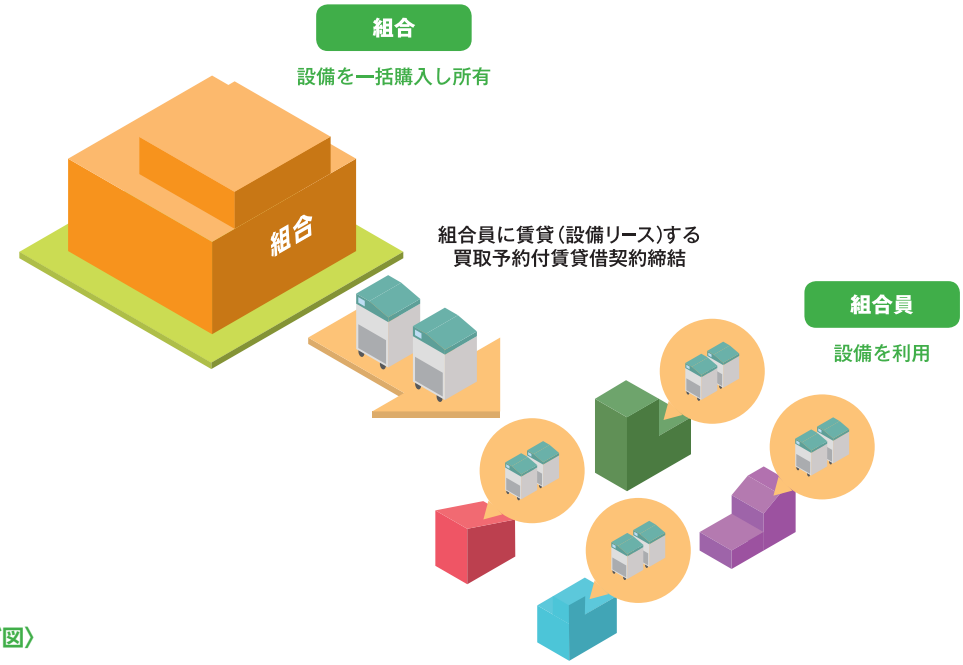

〈イメージ図〉

2 設備リース事業を実施する場合の主な要件

（1）事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
②商工組合、商工組合連合会
③商店街振興組合、商店街振興組合連合会
④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

（2）組合員等の数

組合員等の数が４人以上必要です。

（3）中小企業者の割合

組合員等の３分の２以上が特定中小事業者等でなければなりません。

（4）貸付けの対象となる事業

貸付けの対象となる事業は、導入する設備を組合等が取得し、組合員等に買取予約付でリースする事業です。

（5）リース設備の保全措置

リース設備に対しては、損害保険契約を締結するなどの設備の対価保全措置を講じることが必要です。

（6）リース対象の借受者

リース対象の借受者は組合員等である特定中小事業者等であることが必要です。なお、みなし大企業は、対象とはなりません。

（7）買取予約付賃貸借契約の締結

組合又は連合会とリースを受ける組合員等（以下「借受者」といいます。）との間で、次の内容による「買取予約付賃貸借契約」を締結する必要があります。

①賃貸料の支払いが終わるまでの間は、当該リース設備の所有権は借受者に移転しないこと。
②賃貸期間は、原則として、リース設備に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一期間であること。
③借受者から保証金としてリース設備の取得価額の10パーセント程度の金額を徴するものであること（ただし、土地などの不動産又は有価証券等を担保として徴する場合はこの限りではありません。）。

（8）貸付対象施設

貸付けの対象となるリース設備は、資産計上されるものである必要があります。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に設備リース事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

設備リースに係る事業のうち、次の場合は貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（1）中小企業等経営強化法第 15 条第２項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第１項の承認を受けた中小企業者であること。
②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

（2）下請中小企業振興法第７条第２項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

企業合同事業

1 企業合同事業とは

（1）特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併する、又は、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業です。
（2）また、過去に企業合同事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

〈イメージ図〉

①新設合併

A、B、C、Dが合併してEを設立する

②合併（一方の企業を存続会社として合併）

Aを存続会社として合併する

③共同出資

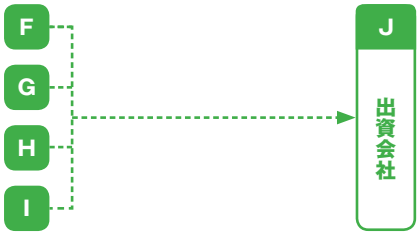

F、G、H、Ⅰが共同出資してJを設立する

④出資

AはBから出資を受ける

2 企業合同事業を実施する場合の主な要件

（1）事業実施主体

実施主体は、中小企業者である**合併会社**又は**出資会社**です。

（2）貸付けの対象となる事業

貸付けの対象となる事業は、次に掲げる事業です。

①流通業務総合効率化法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの

ア 流通業務総合効率化法に規定する、中小企業者である流通業務総合効率化法第５条第１項に規定する認定総合効率化事業者（以下「認定中小総合効率化事業者」といいます。）が、流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に従って、他の認定中小総合効率化事業者と合併又は他の認定中小総合効率化事業者に対して出資し、若しくは他の認定中小総合効率化事業者とともに出資して会社（中小企業者である会社に限ります。以下企業合同事業において同じ。）を設立し、流通業務総合効率化事業を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。
イ 合併又は出資する企業数の**２分の１以上**が認定総合効率化計画に記載されている認定総合効率化事業者であること。ただし、大企業が参加する場合は、参加者の**４分の１以内**であること。
ウ 出資会社の場合は、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者として認定総合効率化計画に記載された構成員である中小企業者の**５分の４以上**が出資していること。
エ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の**２分の１以上**が、認定中小総合効率化事業者の所有であること。

②本州四国連絡橋法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの

ア 本州四国連絡橋法第５条第１項の規定による認定を受けた中小企業者である一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者（以下「認定中小企業者」といいます。）が他の認定中小企業者と合併又は他の認定中小企業者に対して出資し、若しくは他の認定中小企業者とともに出資して会社を設立し、当該認定に係る実施計画に従って事業規模の縮小等を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。
イ 合併又は出資する企業数の**２分の１以上**が認定中小企業者であること。ただし、大企業が参加する場合は、参加者の**４分の１以内**であること。
ウ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の**２分の１以上**が認定中小企業者の所有であること。

③中小企業等経営強化法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの

ア 中小企業等経営強化法第８条第１項の承認を受けた中小企業者等（以下「承認中小企業者等」といいます。）が、中小企業等経営強化法第９条第２項に規定する承認経営革新計画に従って、他の承認中小企業者等と合併又は他の承認中小企業者等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者等とともに出資して会社を設立し、経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

イ 合併又は出資する企業数の**２分の１以上**が承認中小企業者等であること。ただし、大企業が参加する場合は、参加者の**４分の１以内**であること。

ウ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の**２分の１以上**が承認中小企業者等の所有であること。

（３）貸付けの対象とならない合併・出資会社

次のいずれかに該当する合併会社や出資会社は貸付けの対象となりません。

①合併の直前において、被合併法人である特定中小事業者と合併法人である特定中小事業者との間（新設合併の場合は、合併によって消滅する特定中小事業者の相互間）において、いずれかの一の法人である特定中小事業者又はその役員が所有する他の法人である特定中小事業者（新設合併の場合は、他のすべての法人である特定中小事業者）の株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人である特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上である合併

②合併の直前において、被合併法人である特定中小事業者と合併法人である特定中小事業者（新設合併の場合は、合併によって消滅するすべての法人である特定中小事業者）の発行済株式の総数又は出資総額の50パーセント以上をともに同一の株主、社員、出資者又はそれらの役員が所有している合併

③出資の直前において、出資者相互間において、いずれかの一の法人である特定中小事業者又はその役員が所有する他のすべて法人である特定中小事業者の株式数又は出資金額の合計額が、それぞれ他のすべての法人である特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上である出資

④出資の直前において、出資者であるすべての法人である特定中小事業者のそれぞれの発行済株式の総数又は出資総額の50パーセント以上を同一の株主、社員、出資者又はそれらの役員が所有している出資

なお、中小企業者のうち、みなし大企業は、中小企業者又は合併・出資会社に参加する者、参加しようとする者としては取り扱いません。

（４）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

３ リニューアルに対する貸付けについて

過去に企業合同事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

４ 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除く。）について

企業合同事業のうち、次の場合は、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（１）流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

（２）中小企業等経営強化法第 15 条第２項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

経営革新計画承認グループ事業

1 経営改革計画承認グループ事業とは

（1）中小企業等経営強化法第14条第１項の承認を受けた経営革新計画に従って、新商品・新技術の開発、情報の収集・処理・提供を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置する事業です。

（2）また、過去に経営革新計画承認グループ事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象となります。

2 経営革新計画承認グループ事業を実施する場合の主な要件

（1）事業実施主体

実施主体は、**経営革新計画承認グループ**です。

経営革新計画承認グループとは、次の要件を満たしたものをいいます。

①中小企業等経営強化法第14条第１項の承認を受けた経営革新計画（同法第15条第１項の規定による変更の承認があったときは、変更後のもの）に従って事業を行うものであること。

②中小企業等経営強化法第15条第２項に規定する承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者が**４人以上**であること。

③承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の**３分の２以上**が中小企業等経営強化法第14条第１項に規定する中小企業者等であること。

④グループの参加者に大企業（みなし大企業を含みます。）が含まれる場合は、その者は参加者の**４分の１以内**であること。

（2）貸付けの相手方

経営革新計画承認グループに対する貸付けに当たっては、次のいずれかの者が貸付けの相手方となります。

①グループ事業の参加者のうち一の代表者

この場合は、次の要件を満たす必要があります。

ア 代表者の選定に当たっては、参加者全員の総意に基づき、書面により決議されていること。

イ 代表者が交代するなどの場合には、代表者の地位を引き継ぐ者が債務を承継することが、契約等により確実なものであること。

②グループ事業の参加者全員の連名

③グループ事業の参加者であるそれぞれの者

この場合、次の要件を満たすことが必要です。

ア 共同で実施する事業内容、参加者の業種又は業態、利用方法等から判断して、当該参加者が貸付けの相手方となることが妥当であると認められるもの。

イ 共同で行う事業に支障をきたすものでないもの。

（3）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（4）その他の要件

本事業を共同で実施することについて、共同で実施する参加者が、実施内容及び体制、施設の利用方法及び処分、研究開発成果の帰属その他の事項について、書面により確認されていることが必要です。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に経営革新計画承認グループ事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

MEMO

下請振興事業計画承認グループ事業

1 下請振興事業計画承認グループ事業とは

（1）下請中小企業振興法第５条第１項の承認を受けた振興計画に従い、新商品・新技術の開発、情報の収集・処理・提供を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置する事業です。

（2）また、過去に下請振興事業計画承認グループ事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象となります。

2 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する場合の主な要件

（1）事業実施主体

実施主体は、**下請振興事業計画承認グループ**です。

下請振興事業計画承認グループとは、次の要件を満たしたものをいいます。

①下請中小企業振興法第５条第１項の承認を受けた振興事業計画（同法第７条第１項の規定による変更の承認があったときは、変更後のもの）に従って事業を行うものであること。

②下請中小企業振興法第７条第２項に規定する承認計画に従って共同で事業を行う者が**４人以上**であること。

③承認計画に従って共同で事業を行う者の**３分の２以上**が下請中小企業振興法第５条第１項に規定する特定下請組合等の構成員である下請事業者であること。

④グループの参加者に大企業（みなし大企業を含みます。）が含まれる場合は、その者は参加者の**４分の１以内**であること。

（2）貸付けの相手方

下請振興事業計画承認グループに対する貸付けに当たっては、次のいずれかの者が貸付けの相手方となります。

①グループ事業の参加者のうち一の代表者

この場合は、次の要件を満たす必要があります。

ア 代表者の選定に当たっては、参加者全員の総意に基づき、書面により決議されていること。

イ 代表者が交代するなどの場合には、代表者の地位を引き継ぐ者が債務を承継することが、契約等により確実なものであること。

②グループ事業の参加者全員の連名

③グループ事業の参加者であるそれぞれの者

この場合、次の要件を満たすことが必要です。

ア 共同で実施する事業内容、参加者の業種又は業態、利用方法等から判断して、当該参加者が貸付けの相手方となることが妥当であると認められるもの。

イ 共同で行う事業に支障をきたすものでないもの。

（3）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、次の土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。本事業においては、下記のいずれかに該当するものが貸付けの対象となります。

①開発研究及び試作品開発に係るもの
②デザイン開発又はシステム開発に係るもの
③試験及び検査に係るもの
④需要開拓に係るもの
⑤電子計算機
⑥周辺装置
⑦端末装置
⑧伝送装置
⑨前記①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの
⑩その他前記①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの

（4）その他の要件

本事業を共同で実施することについて、共同で実施する参加者が、実施内容及び体制、施設の利用方法及び処分、研究開発成果の帰属その他の事項について、書面により確認されていることが必要です。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に下請振興事業計画承認グループ事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

MEMO

総合効率化計画認定グループ事業

1 総合効率化計画認定グループ事業とは

（1）流通業務総合効率化法第４条第１項の認定を受けた総合効率化計画に従って、共同物流センターや倉庫等の施設を整備し、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことにより流通業務の総合化・効率化を図る事業です。

（2）また、過去に総合効率化計画認定グループ事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象となります。

2 総合効率化計画認定グループ事業を実施する場合の主な要件

（1）事業実施主体

本事業の実施主体は、**総合効率化計画認定グループ**です。

総合効率化計画認定グループとは、次の要件を満たしたものをいいます。

①流通業務総合効率化法第４条第１項の認定を受けた総合効率化計画（同法第５条第１項の規定による変更の認定があったときは、変更後のもの）に従って事業を行うものであること。

②流通業務総合効率化法第５条第２項に規定する認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の数が**４人以上**であること。

③認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の**３分の２以上**が流通業務総合効率化法第４条第１項の認定を受けた中小企業者であること。

④グループの参加者に大企業（みなし大企業を含みます。）が含まれる場合は、その者は参加者の**４分の１以内**であること。

（2）貸付けの相手方

総合効率化計画認定グループに対する貸付けに当たっては、次のいずれかの者が貸付けの相手方となります。

①グループ事業の参加者のうち一の代表者

この場合、代表者の選定に当たっては、参加者全員の総意に基づき、書面により決議されていることが必要です。

②グループ事業の参加者全員の連名

③グループ事業の参加者であるそれぞれの者

この場合、次の要件を満たすことが必要です。

ア 共同で実施する事業内容、参加者の業種又は業態、利用方法等から判断して、当該参加者が貸付けの相手方となることが妥当であると認められるもの

イ 共同で行う事業に支障をきたすものでないもの

（3）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（4）その他の要件

本事業を共同で実施するに当たり、流通業務の総合化・効率化が図られるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方その他の事項について、共同で実施する参加者間の合意がなされていることが必要です。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に総合効率化計画認定グループ事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付けの要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除く。）について

総合効率化計画認定グループ事業のうち、次のすべての要件を満たす場合は、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（1）自らの流通業務を一体的処理に委ねる任意グループの構成員である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の２分の１を超えるものであること。

（2）自らの流通業務を一体的処理に委ねる任意グループの構成員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の３分の１未満であること。

MEMO

地域産業創造基盤整備事業

1 地域産業創造基盤整備事業とは

（1）地方公共団体と地元産業界などが協力して、地域の中小企業や創造的な中小企業の新商品・新技術開発、研究開発などの能力向上を支援するため、地域産業おこしの基盤施設を整備する事業です。

（2）また、過去に地域産業創造基盤整備事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

2 地域産業創造基盤整備事業を実施する場合の主な要件

（1）事業実施主体及び貸付けの対象となる事業

実施主体は、**第三セクター**（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」といいます。））、**商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所**（以下「商工会等」といいます。）又は**市町村（東京都の特別区を含みます。）**であって、次のとおりです。

①**都道府県や市町村が作成する地域産業の創造に関する計画**に基づいて、特定中小企業団体の組合員又は特定中小事業者等の新商品や新技術開発、需要の開拓、情報の収集・処理・提供などを行うことを支援する、又は事業開始後３年以内や新分野の進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等が円滑に事業を行うことを支援するための起業化支援センター（インキュベーター）、技術開発センター、研修センターなどの基盤施設を整備する事業を行う**第三セクター、市町村**

②**都道府県が作成する一の市町村の区域を越える地域内における地場産業の振興に関する計画**に基づいて、特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等が地場産業の商品開発、試験検査、展示などの事業を行うことを支援するための施設を整備する事業を行う**第三セクターである一般社団法人等**

③**伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第１４条第３項に規定する認定支援計画**に基づいて、地域の伝統的工芸品産業に係る特定中小企業団体の組合員又は特定中小事業者等の後継者育成、需要の開拓、展示などの事業を行うことを支援するための施設を整備する事業を行う**第三セクターである一般社団法人等**

（2）事業実施主体に係る要件

実施主体である第三セクターについては、次の出資要件などを満たす必要があります。

①「都道府県や市町村が作成する地域産業の創造に関する計画」、「地場産業の振興に関する計画」、「伝産法第１４条第３項に規定する認定支援計画」に基づく場合

	出資等要件	役員要件
特定会社	**ア** **地方公共団体**が出資していること。 **イ** 出資者の**３分の２以上**が中小企業者であること。 **ウ** 大企業の出資額の合計額が、出資総額の**２分の１未満**であること。 **エ** 大企業が**最大株主**又は**最大出資者**でないこと。 **オ** 一の大企業の株式所有数又は出資額が、発行済株式総数又は出資総額の**３分の１未満**であること。	・取締役の**過半数**が、**地方公共団体**及び**中小企業者の代表者**であること。
一般社団法人	**ア** **地方公共団体**及び**中小企業者**が**社員**であること。 **イ** **中小企業者、特定会社、商工会等、市町村、大企業**や**特定の個人に特別の利益を与える行為を行うおそれのない者**が社員総会における議決権を**２分の１以上**を有してしていること。	・理事の**過半数**が、**地方公共団体**及び**中小企業者の代表者**であること。
一般財団法人	**ア** **地方公共団体**及び**中小企業者**が基本財産の**全部**又は**一部**を拠出していること。 **イ** **中小企業者、特定会社、商工会等、市町村、大企業**や**特定の個人に特別の利益を与える行為を行うおそれのない者**が設立に際して拠出した合計額が、拠出総額の**２分の１以上**であること。	

（３）貸付対象となる施設の範囲

対象施設の範囲は、起業化支援センター、技術開発センター、研修センターなどの**地域産業おこしの基盤施設**です。

なお、次の場合は、当該施設を利用する者が**一の団地**又は**主として一の建物に集合して**事業を行うことが必要で、それ以外の場合は、当該施設を利用する者が**主として一の建物に集合して**事業を行う必要があります。

事業開始後３年以内又は新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等が上記（１）①の第三セクター又は市町村が整備する施設に一定期間入居して事業を行う場合

（４）中小企業者の利用割合

中小企業者の施設の利用割合については、次の要件を満たす必要があります。

施設を利用する者の**大部分（３分の２以上）**が、特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等であること。

（５）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

３ リニューアルに対する貸付けについて

過去に地域産業創造基盤整備事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります。この場合における取扱いは、次のとおりです（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

（１）事業実施計画が都道府県、市町村の作成する計画に基づく場合又は事業要件となる法律の認定を受けた場合は、「**地域産業創造基盤整備事業**」として貸付けを行うことになり、金利は**無利子**になります。

（２）事業実施計画が都道府県、市町村の作成する計画に基づくものでない場合又は事業要件となる法律の認定を受けていない場合は、「**地域産業創造基盤整備活性化事業**」という事業名称での貸付けとなり、金利は**有利子**になります。ただし、その他の要件については、地域産業創造基盤整備事業と同様です。

商店街整備等支援事業

1 商店街整備等支援事業とは

（1）商店街は、これまで地域経済において極めて重要な役割を担ってきましたが、最近ではその多くが交通体系の変化、消費者ニーズの多様化、大型店との競合などにより厳しい状況に置かれています。このような状況に対処し、商店街が消費者を引きつける魅力のあるものとなるためには、商店街が単なる「買物の場」から「暮らしの広場」へと脱皮し、活性化することが必要です。そのためには中核的施設として多目的ホール、イベント広場、ポケットパーク、駐車場などの商業活性化施設、魅力あるショッピングセンター型の店舗などを整備することが極めて重要です。

また、消費者ニーズの多様化に対応するために、中小企業者が手を携えて魅力ある新商業集積を整備することも重要です。

そこで、地域の第三セクター（まちづくり財団又はまちづくり会社）や商工会などが実施主体となって、多目的ホール、イベント広場、ポケットパーク、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設と併せて商業店舗を整備し、運営する事業が商店街整備等支援事業です。

（2）また、過去に商店街整備等支援事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【コミュニティ施設と併せて、ショッピングセンターを設置・運営】

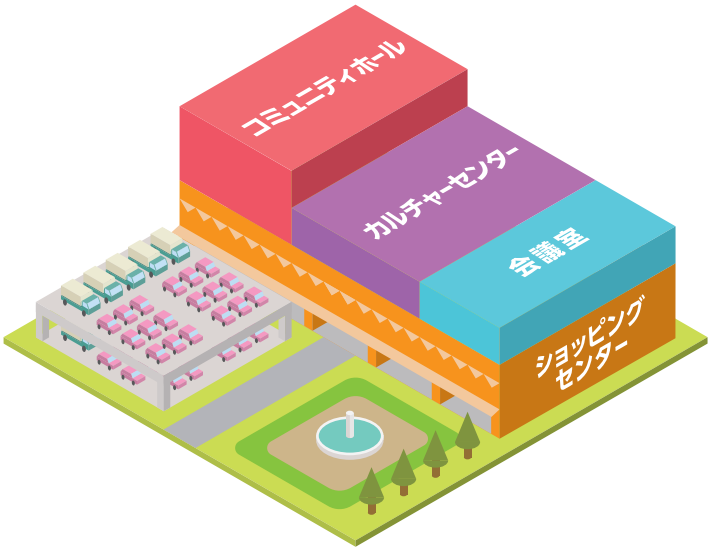

〈イメージ図〉

２ 商店街整備等支援事業を実施する場合の主な要件

（１）対象となる事業

対象となる事業は、次のとおりです。

第三セクター（特定会社、一般社団法人等）又は**商工会等**が、小売商業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために、駐車場、休憩場、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設（以下「**商業活性化施設**」といいます。）又は当該施設と併せて**店舗**を整備する事業です。

（２）認定計画及び事業実施主体

実施主体は、**第三セクター**又は**商工会等**であって、必要となる認定計画は次のとおりです。

認定計画	実施主体
①中小小売商業振興法第４条第６項の認定を受けた商店街整備等支援計画	・特定会社 ・一般社団法人等
②中心市街地活性化法第７条第７項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第１項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画	・商工会 ・商工会議所 ・特定会社 ・一般社団法人等
③地域商店街活性化法第６条第１項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画	・一般社団法人等

（３）事業実施主体に係る要件

実施主体については、次の出資要件などを満たす必要があります。

	出資等要件	役員要件
特定会社	**ア** 出資者の**３分の２以上**が中小企業者であること。 **イ** 大企業の出資額の合計額が、出資総額の**２分の１未満**であること。 **ウ** 大企業が**最大株主**又は**最大出資者**でないこと。 **エ** 一の大企業の株式所有数又は出資額が、発行済株式総数又は出資総額の**３分の１未満**であること。	・取締役（地方公共団体の代表者を除く。）の**過半数**が、**中小企業者の代表者**であること。
一般社団法人	**ア 地方公共団体**及び**事業協同組合等**（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）が**社員**であること。 **イ 地方公共団体、事業協同組合等、特定中小小売商業者等**（小売商業を行う特定中小事業者等）及び**特定中小サービス業者等**（サービス業を行う特定中小事業者等）が社員総会における議決権を**２分の１以上**有していること。	・理事の**過半数**が、**地方公共団体**及び**中小企業者の代表者**であること。
一般財団法人	**ア 地方公共団体**及び**事業協同組合等**が基本財産の**全部**又は**一部**を拠出していること。 **イ 地方公共団体、事業協同組合等、特定中小小売商業者等**及び**特定中小サービス業者等**が設立に際して拠出した合計額が、拠出総額の**２分の１以上**であること。	

（４）対象施設の範囲

対象施設の範囲は、（１）の事業を行うための施設であって、次の要件を満たしたものです。

①商業活性化施設（商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適切な規模と認められるもの）
②共同店舗（主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗をいい、商業活性化施設と併せて整備する場合が対象）
③空き店舗

（5）共同店舗の基準

①共同店舗を整備する場合は、次の基準を満たすことが必要です。

ア 一の商店街の区域内に共同店舗を整備する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、共同店舗において事業を行う特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が**５人以上**であること。

a 当該商店街の区域内において事業を行う特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が**20人以上**である場合

b 地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画に記載されている商店街の活性化に資すると認められる場合

イ 上記ア以外の場合は、共同店舗において事業を行う特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が**20人以上**であること。ただし、地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画があって、当該計画に基づいて新たな商業集積が形成される場合の当該地域内に共同店舗を整備する場合にあっては、共同店舗において事業を行う特定
中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の数が**５人以上**であること。

ウ 共同店舗の利用者の**３分の２以上**が特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等であり、かつ、特定中小小売商業者等の数が特定中小サービス業者等の数以上であること。

エ 店舗面積のうち、特定中小小売商業者等又は特定中小サービス業者等の利用する部分の床面積が**３分の２以上**（認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて実施する場合は、**４分の１以上**）であり、かつ、特定中小小売商業者等の利用する部分が特定中小サービス業者等（認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて実施する場合は、娯楽・教養・文化・宿泊施設を営む特定中小サービス業者等は除く。）の利用する部分以上であること。

ただし、中小企業者以外の小売商業又はサービス業を行う会社（大企業者（みなし大企業を含む。））に共同店舗を利用させる場合には、店舗面積の**３分の１以内**となります。当該大企業者は、第三セクターに出資又は拠出している者、一般社団法人等の社員である者又は商工会等の会員である者に限ります。

オ 店舗面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が２分の１以上であることが必要となります。ただし、認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて実施する場合であって、娯楽・教養・文化・宿泊施設を営むサービス業者を誘致する場合はこの限りではありません。

（6）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に商店街整備等支援事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります。この場合における取扱いは、次のとおりです（詳細については、第２章第４節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

（１）事業実施計画が事業要件となる法律の認定を受けた場合は、**「商店街整備等支援事業」**として貸付けを行うことになり、金利は**無利子**になります。

（２）事業実施計画が事業要件となる法律の認定を受けていない場合は、**「商店街整備等活性化支援事業」**という事業名称での貸付けとなり、金利は**有利子**になります。ただし、その他の要件については、商店街整備支援事業と同様です。

MEMO

リニューアル事業に対する貸付け

1 リニューアル事業に対する貸付けとは

過去に高度化資金の貸付けを受けた組合などが、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応などのために施設の新設、増改築など再整備（リニューアル）を行う場合に貸付けを行うものです。

2 リニューアル事業を実施する場合の主な要件等

（1）貸付けの対象となる事業

すべての高度化事業の貸付対象事業です。

（2）貸付けの種類

リニューアル事業に対する貸付けについては、**「施設再整備貸付」**という名称になります。ただし、地域産業創造基盤整備事業及び商店街整備等支援事業ついては、事業の性質により異なる名称となります（詳細については、(10)「事業による固有の事項」（49ページ）をご参照ください。）。

（3）貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けた者であれば、高度化資金の債務の有無に係わらず貸付けの対象となります。

ただし、高度化資金の債務に係る償還猶予又は延滞となっている場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、貸付けの対象となりません。

①当該償還猶予を受けた者が償還猶予後の貸付条件変更に伴う金銭消費貸借契約証書の約定に基づき償還を開始した時点以降又は延滞をしている者が延滞を解消した時点以降残債の償還が継続的に行われており、今後の償還が確実に行われると認められる場合

②当該償還猶予の原因が、激甚災害法に規定する激甚災害、災害救助法施行令第１条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）又は相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態による償還猶予中である場合

（4）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、リニューアルを行うに当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（5）制度要件

制度要件は、次のとおりです。

①基本的に、高度化制度上はリニューアルに係る特別な要件はありません。実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件（各事業のページをご参照ください。）を満たしていれば貸付けの対象となります。

②集団化事業及び集積区域整備事業の場合、貸付けを行う時点で上記の要件を満たしていれば、参加者が１者の施設再整備でも貸付けを行うことができます。

③中小企業等協同組合法など他の法令に違反していないことが必要です。

（6）繰上償還の取扱い

高度化資金の債務を有する施設を取り壊す場合に、再整備後の施設の機能が向上し、かつ、既往債務の償還に支障がないと判断される場合は、繰上償還は不要です。

（7）貸付条件

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の**80％以内** （集団化事業及び集積区域整備事業に係る小規模事業者が専有して利用する施設、又は異業種連携新事業分野開拓計画認定グループ事業は**90％以内**）
償還期限	据置期間を含む**20年以内**であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	**３年以内**であって、都道府県が適当と認める期間
金利	**年利0.60％**（2023年（令和5年）度中に貸付決定を受けたものに適用される利率です。毎年度見直しを行います。） 又は **無利子**（各事業の無利子貸付の要件に該当するものに適用されます。）（※）

※ 例：過去に中小小売商業振興法第４条第１項の認定を受けた商店街整備計画に基づき、無利子貸付で共同施設事業を実施した事業協同組合が、当該共同施設をリニューアルする場合

→ 中小小売商業振興法第４条第１項の商店街整備計画として認定が受けられる場合は、金利は当初貸付けと同様に無利子となりますが、認定が受けられない場合は、有利子となります。

（8）診断の実施

リニューアル事業に対する貸付けであっても、新規事業と同様に診断を実施します。

（9）インターバル期間

本体の高度化事業を行ってからリニューアル事業を行うまでの期間及びリニューアル事業を行ってから次のリニューアル事業を行うまでの期間（インターバル期間）については、特に制約はありません。

ただし、高度化事業は個別企業が単独で行う事業ではありませんので、できるだけ計画的に、１～３年といった事業実施期間を定めて行うのが良いでしょう。

（10）事業による固有の事項

①**集団化事業**

ア 組合員の新規加入、既存組合員の施設の追加移転、共同施設の追加及び空き区画の再整備等を行う場合は、**集団化事業の施設再整備貸付**となります。

イ 施設の追加又は移転を伴わない既存施設の再整備については、**新規の集積区域整備事業**となります。

②**地域産業創造基盤整備事業及び商店街整備等支援事業**

当該事業については、都道府県、市町村又は商工会等が作成する計画などのある特定の計画（以下「上位計画」といいます。）に基づいて実施することが制度要件となっています。そのため、次のような取扱いとなります。

ア 上位計画が認められる場合は、本体事業（**地域産業創造基盤整備事業**及び**商店街整備等支援事業**）としての扱いとなり、貸付金利は本体事業と同様に**無利子**となります。

イ 上位計画が認められない場合は、高度化制度上は、それぞれ**「地域産業創造基盤整備活性化事業」**及び**「商店街整備等活性化支援事業」**という扱いになり、貸付金利は**有利子**となります。ただし、上位計画に基づいて実施するという要件以外については、本体事業と同様です。

3 税制措置

税制措置についても、各事業に設けられた措置と同様です。

災害復旧貸付

1 災害復旧貸付とは

災害復旧貸付とは、次のいずれかの場合に対する貸付けをいいます。

（1）既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき

（2）災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき

2「災害」とは

「災害」とは、次のいずれかの事態をいいます。

（1）災害救助法施行令第１条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）

（2）相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態

○関係規定【災害救助法施行令第１条第１項第１号～第４号】

第１条　災害救助法第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第１に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第２に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第３に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第４に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

3 災害復旧貸付を受ける主な要件等

（1）貸付けの対象となる事業

上記の災害復旧を伴う**すべての高度化事業の貸付対象事業**です。

（2）貸付けの種類

「災害復旧貸付」という名称になります。

（3）貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者

（4）貸付対象施設

貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（5）制度要件

原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件（各事業のページをご参照ください。）を満たす必要がありますが、併せて次の要件を満たすことが必要です。

①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設がり災して、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含みます。）を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。

②り災した施設の復旧にあたって、新たに準則第１条に規定する事業を行う場合にあっては、事業に参加する者の相当数がり災地域内に事業を有していると認められること。

③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。

（6）貸付けを受ける場合に必要となるもの

災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、り災証明書又は都道府県知事によるり災の認定により、施設のり災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要があります。

（７）貸付けの適用期間

災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設がり災したと認められる日から起算して、原則として１年以内に事業計画書の提出が行われたものに限られます。
ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではありません。

（８）貸付条件

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の**90％以内**
償還期限	据置期間を含む**20年以内**であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	**３年以内**であって、都道府県が適当と認める期間
金利	**無利子**

MEMO

アスベスト対策事業に対する貸付け

1 アスベスト対策事業に対する貸付け(緊急健康被害等防止貸付)とは

アスベスト対策事業に対する貸付け（緊急健康被害等防止貸付）とは、次のいずれかの場合に対する貸付けをいいます。

（1）飛散性の高いアスベスト（吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付け建築資材（ロックウール、ひる石、パーライト、ケイ酸ソーダ等）、折板裏打ちアスベスト断熱材、配管保温材等）の除去、封じ込め、囲い込み等の措置又は飛散性が高いアスベストが使用された事業用施設の建て替えを行う場合

（2）そのままでは飛散性は低いが、老朽化・破損等により飛散する恐れがあるアスベスト含有成形板（屋根・外壁スレート、Ｐタイル等）の撤去・張替え等の措置又はアスベスト含有成形板が使用された事業用施設の建て替えを行う場合

2 アスベスト対策事業を実施する場合の主な要件等

（1）貸付けの対象となる事業

上記のアスベスト対策を伴う**すべての高度化事業の貸付対象事業**です。

（2）貸付けの種類

アスベスト対策事業に対する貸付けについては、**「緊急健康被害等防止貸付」**という名称になります。

（3）貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した事業用施設のアスベスト対策を実施する者又は新たに高度化資金貸付対象事業（アスベスト対策を伴うもの）を実施する者

（4）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、アスベスト対策事業に必要な費用であって、土地、建物、構築物、設備として資産計上されるものです。

（5）制度要件

基本的に、高度化制度上は緊急健康被害等防止貸付に係る特別な要件はありません。実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件（各事業のページをご参照ください。）を満たしていれば貸付けの対象となります。

（6）繰上償還の取扱い

高度化資金の債務を有する施設の改造・取壊しを行う場合であっても、アスベスト対策事業実施後の施設の価値・機能が向上し、かつ、既往債務の償還に支障がないと判断される場合は、繰上償還は不要です。

（7）貸付条件

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の**90％以内**
償還期間	据置期間を含む**20年以内**であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	**３年以内**であって、都道府県が適当と認める期間
金利	**無利子**

（8）診断の実施

アスベスト対策事業に対する貸付けであっても、新規事業と同様に診断を実施します。

3 税制措置

税制措置についても、各事業に設けられた措置と同様です。

MEMO

貸付けの手続き

高度化事業の貸付けの手続き（A方式）は、概ね次のとおりです。手続きの詳細については、各都道府県高度化事業担当課等に照会してください。

1 高度化事業推進説明会	高度化事業の普及と活用を推進するため、高度化事業に関心のある中小企業者等の皆様に対して、高度化事業の内容説明、活用する上での重要なポイント等の説明会をご希望に応じて開催しています。
2 相談助言	事業の構想段階から計画策定に向けた基本的な留意事項について、中小企業者の皆様の相談に応じ、助言します。
3 事前助言	都道府県は、事業の実施目的や投資内容等について、より具体的な確認を行い、事業の進め方、留意点等について助言します。
4 診断申込	組合等は、高度化事業計画を作成の上、診断申込を都道府県の診断担当課へ提出します。
5 診断助言	都道府県は、事業計画等について調査・分析し、その問題点及び具体的対応等について診断・助言をします。 組合等は、診断報告があった場合には計画を修正し、都道府県に対応策を提出します。
6 借入申込（※）	組合等は、借入申請書を都道府県の貸付担当課へ提出します。
7 貸付決定	都道府県は、借入申請書のチェックを行い、貸付けが適当と判断した場合には、機構と協議した上、貸付けを決定します。
8 資金交付請求	組合等は、施設整備の完了した後、資金交付請求書を都道府県の貸付担当課へ提出します。
9 金銭消費貸借契約等の締結	都道府県と組合等の間で、金銭消費貸借契約を締結します。担保物件に対する抵当権設定等をします。
10 資金交付	都道府県は、施設の整備状況等を確認した後、資金を交付します。
11 支払完了検査 整備完了検査	組合等は、施設整備の完了届を都道府県の貸付担当課へ提出し、都道府県は、事業費の支払状況を検査します。 都道府県は、貸付対象施設の資産計上等を検査し、組合等の決算終了後６カ月以内に機構へ報告します。

※ 事業認定について

中小企業者が診断報告に対応したものについては、都道府県が着工を許可しようとする日の25営業日前までに都道府県から機構に対して借入申請書を提出することになっていますが、事業の着工が貸付けを行う前年度である場合や都道府県の予算が成立しておらず、25営業日前までに提出できないときは、都道府県が着工を許可しようとする日の20営業日前までに都道府県から機構に対して高度化事業計画認定申請書を提出することになっています。

また、一つの高度化事業計画において、事業実施期間全体にわたる貸付対象事業費が、５億円以下のものであって次に掲げる事業、又は災害復旧貸付に係る事業については、着工届の提出とすることができます。

・共同施設事業（有利子貸付）
・設備リース事業（有利子貸付）
・無利子貸付のうち、中小小売商業振興法、中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて実施する共同施設事業

MEMO

担保・保証人

Ａ方式により融資を受ける場合は、各都道府県の債権管理規程等に基づき、都道府県の債権を保全することになります。概ね次のような取扱いがなされていますが、詳しくは都道府県の担当課（巻末（66ページ））にお問い合わせください。

1 物的担保

金融機関保証等で債権全額の保全を図る場合を除き、貸付対象施設については、担保設定を行います。土地、建物等の不動産については、第１順位の抵当権が、機械設備等の動産については譲渡担保が設定されます。また、貸付対象施設を物的担保とするのみでは、債権保全に不足する場合、債務者が提供したその他の資産を物的担保に徴することがあります。

2 金融機関保証

物的担保の徴求に代えて、金融機関保証等で債権保全を行うことも可能です。その場合は、原則として金融機関保証等のみにより債権保全を行います。また、物的担保が債権保全に不足する場合に、不足分の保全を目的として、金融機関保証等を徴することもあります。

3 保証人

物的担保の徴求のみでは債権保全に不足し、債務者が金融機関保証等を希望しない場合には、債務者が連帯保証による債権保全を求めた場合に限り、連帯保証人を徴することがあります。

償還方法と利息の支払い

1 元金の償還

原則として、年賦又は半年賦の均等償還です。具体的には都道府県との金銭消費貸借契約証書で定められることとなります。

2 利息の支払い

原則として、元金償還の約定日に後払いすることになっています。また、据置期間中は据置期間後の償還方法に準じて支払うことになっていますが、具体的には金銭消費貸借契約証書の定めによることとなります。

借受者の遵守事項

高度化資金の貸付けは、国からの資金を原資としていることから、その適切な運用等を確保するために、一般の金融機関からの借入れとは異なり、借入後においても種々の制約があります。

特に、次の事項につきましては、都道府県で**「借受者の遵守事項」**（次のページに「ひな型」を掲載しています。）を定めておりますので御留意ください。

なお、これらに違反した場合は、貸付契約の解除（期限の利益の喪失）、ほとんどの都道府県においては、違約金（10.75％）の請求などの厳しい取扱いが定められていますので注意が必要です。

また、借受者の方々は高度化資金の性格上、会計検査院による実地検査を受けることになっております。既にその検査を受けた先であっても、残債のある限り数回にわたり受検することがあります。

したがって、借受者の方々はこうした検査で不適切な事態であるとの指摘を受けることのないように都道府県の担当者と密接な連絡を取りながら適正な事業の実施・運営に努める必要があります。

借受者の遵守事項（ひな型）

（１）貸付対象施設の整備、取得等

実施計画書に記載したとおりの施設の整備、取得を行うこと。特に都道府県に無断で値引き等を受けないこと。

（２）貸付対象事業費の支払い

貸付けの対象となった事業費については、令和 年 月 日までに工事請負業者又は購入先等に対して支払いを完了すること。この場合、手形で支払う時は、この日までに決済されることが必要です。（ただし、高度化資金借入相当額については、令和 年 月 日までに支払いを完了すること。）

（３）対象施設等の整備完了報告書の提出

①貸付対象物件の取得及び代金の支払いが完了した時は、速やかに「貸付対象物件整備完了報告書」に関係書類を添付し提出すること。

②登記が可能な貸付対象物件については、整備完了後速やかに登記を行い、登記簿謄本を提出すること。

（４）完了検査及び運営診断等

①代金支払完了後において、施設の整備、取得、代金の支払状況、利用状況、その他診断等において出された診断報告の対応状況等について完了検査を実施するので、受入準備をすること。

②貸付後、事業内容等について運営診断、事後助言、その他調査等を実施するので、受入準備をすること。

③これら調査、助言等に必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

（５）経理処理及び書類の整備

①貸付金については、長期借入金（○○県高度化資金）として処理すること。

②施設の取得については、固定資産に計上し、固定資産台帳及び総勘定元帳に記帳整理すること。

③支払状況は、関係帳簿に記帳整理し、明確にすること。なお、見積書、売買等契約書、納品書、請求書、領収書、手形及び小切手の発行控、当座勘定照合表、預金通帳等関係書類を整理保管しておくこと。

④上記③の支払関係の書類のほか、次の関係書類を整理し、「高度化資金関係綴」として一括保管すること。

ア 資金借入関係

実施計画書、診断報告書、診断勧告通知書、事業認定通知書、貸付決定通知書、貸付申請書等の控え等。

イ 契約書関係

金銭消費貸借契約証書、抵当権設定契約証書。

ウ 許認可関係

建築確認書、開発行為の許可書、検査済証、農地転用許可書、営業に関する許可書、その他関係法律の基づく事業計画の大臣承認書等。

⑤上記の書類は、貸付金の償還が終了するまで保管すること。

（６）利用状況報告書等の提出

貸付金の償還が終了するまでの間、毎年１回次の書類を直近の事業報告書、決算書及び確定申告書（写）を添えて提出すること。

①施設の利用状況報告書

②経営状況報告書

（７）事前に協議を要する事項

次の各号の一に該当するときは、あらかじめ都道府県に対し協議を行い、その指示に従うこと。

（契約・支払・整備関係）

①対象物件の取得時期、取得に必要な代金の支払時期を延期しようとするとき。

②対象物件の整備場所、型式又は構造の変更を行うとき。

③対象物件の全部又は一部の取得を取り止めようとするとき。

④対象物件の取得に必要な代金について、全部もしくは一部の支払いが不必要になったとき、又は支払いの相手方から代金の全部もしくは一部について返還を受けたとき（値引き、契約変更等）。

（貸付後の変更等）

①対象物件の改造、譲渡、貸与、交換、使用の中止、貸付の目的外への使用又は第三者への担保設定等の処分を行うとき。

②対象物件が滅失、破損、陳腐化等により、使用不能となったとき。

③大企業及びその役員から資本金の50パーセント以上に当たる出資を受けるとき。

④事業を中止又は廃止しようとするとき。

⑤貸付金の償還の資力を喪失したとき。

⑥代表者又は法人の組織、名称もしくは所在地を変更したとき。

⑦組合員の入替え又はこれらに伴い貸付金債務の承継を行うとき。

⑧連帯保証人に事故等があったとき。

⑨その他対象物件、担保物件もしくは事業に重大な事故又は変更があったとき（合併、営業譲渡、業種変更等）。

貸付後における取扱い

1 事業の実施状況の把握について

都道府県又は機構は、貸付後における事業の実施状況について、経営状況調査の実施及び運営診断・事後助言の活用などにより、その実態を把握するものとします。

2 貸付後における事業計画の変更などの取扱いについて

貸付後において、経済事情の著しい変動その他特別の事情等により、当初の計画に基づいて事業を行うことが困難となった場合で、次の要件に該当する場合には、事業計画の変更申請を行い、その承認を受けることができます。

（1）貸付対象施設に係る変更を行う場合の要件

貸付対象施設に係る変更を行う場合は、次の①及び②に該当することが必要です。

①基本的要件

次のアからウのすべてに該当することが必要です。

ア 経済事情の著しい変動その他の特別な事情により、当初の計画に基づいて事業を実施することが困難であること。

イ 今後の事業運営に必要と認められるものであること。

ウ 貸付金の債権保全に支障がないこと。

②変更内容別要件

次のアからオのいずれかに該当することが必要です。

ア 集団化事業又は集積区域整備事業における組合員等施設（組合員等が占有している施設を含みます。）を他の者に譲渡し、又は貸与する場合は、次のａからｃの要件に該当し、さらに、譲渡する場合はｄの要件に、貸与する場合はｅの要件に該当すること。

ａ 組合員の倒産、廃業、脱退、事業の転換、事業の縮小などにより貸付対象施設を当初の目的に従って利用することが困難な事態にあること。

ｂ 当該事業の一体的運営に支障が生ずるものでないこと。

ｃ 組合の共同事業が適切に行われていること。

ｄ 譲渡の相手方は、原則として当該組合の定款で定める「組合員資格事業」を行う中小企業者であり、新規に集団化事業の団地又は集積区域整備事業の区域に進出する者は、当該組合に加入するものであること。

ｅ 貸与の期間は、原則として、３年以内とします。ただし、貸与の相手方が当該事業実施組合の組合員資格事業を行う中小企業者である場合は、診断等で妥当と認められた期間とします。

イ 共同利用施設について変更前の事業計画に基づき参加している者以外の者の利用（以下「員外利用」といいます。）をさせる場合は、次の要件に該当すること。

ａ 事業の実施主体が、中小企業等協同組合法第９条の２の３の規定に基づく認可を受けた事業協同組合等（協同組合連合会の場合は同法第９条の９第４項）又は中小企業団体の組織に関する法律第17条の２の規定に基づく認可を受けた商工組合等（商工組合連合会の場合は同法第33条）である場合は、員外利用の分量が当該法律の定める員外利用の認可を受けた範囲内であること。

ｂ 事業の実施主体が、合併会社又は出資会社である場合は、当該合併会社又は出資会社の利用分量の総額の100分の200を超えない範囲内であること。また、利用させる期間は、当該合併会社又は出資会社の事業の適正化を図るために必要かつ適切な期間であること。

ウ 貸付対象施設を更新し、又は改造する場合

更新又は改造後の施設は、貸付対象施設と同等以上の価値又は機能を有すると認められるものであること。

エ 貸付対象施設の売却、廃棄等の処分又は休止を行う場合

事業の転換、技術の革新、事業の拡大等に対応するため、新たな施設を整備等するときであって、当該処分又は休止がやむを得ないと認められること。

オ 上記アからエまでの場合に該当しない場合

次のいずれかの要件に該当するものであること。

ａ 繰上償還事由に該当する場合であって、繰上償還算定金額が10万円未満であること。

ｂ 高度化資金の貸付け目的がほぼ達成されている場合であって、高度化事業の効果的運営、維持又は発展のために必要と認められること。

（２）貸付けの対象者が組織変更等を行う場合の要件

貸付けの対象者が、組織変更、合併、分割又は解散などにより新たな法人（以下「新法人」といいます。）に変わる場合には、次の各要件に該当することが必要です。

①貸付けの対象施設の所有権は、新法人が継承するものであること。
②当初の目的に従って適正に高度化事業を実施するものであること。
③新法人が組合、合併会社又は出資会社である場合にあっては、参加企業の相当数が新法人の出資者又は構成員であること。

（３）上記（１）又は（２）に該当しない事業計画の変更を行う場合の要件

上記（１）又は（２）に該当しない変更を行う場合にあって、経済事情の著しい変動その他特別の事情により、事業計画の変更は必要であると認められることが必要です。

3 貸付けの対象者が貸付け後に大企業になった場合の取扱いについて要件

（１）貸付けの対象者が貸付け後に大企業となった場合には、大企業と合併した場合を除き、繰上償還の対象にはなりません。

（２）貸付けの対象者が、１社の大企業若しくはその役員から50パーセント以上の出資を受けるに至った場合又は大企業若しくはその役員から100パーセントの出資を受けるに至った場合には、繰上償還の対象となります。

ただし、次のいずれかの要件に該当する場合であって、都道府県に協議して妥当と認められる場合には、繰上償還の対象とはなりません。

①従来の出資者が大企業になったことによる場合
②当該貸付けの対象者の倒産、廃業の回避、従業員の雇用の確保等やむを得ない理由による場合
③貸付後据置期間を経過したもので、当該事業の円滑な継続を図るため、当該貸付けの対象者に係る貸付けを継続することが必要であると認められる場合

4 経営改善計画の策定について

貸付後において、経済事情の著しい変動などで経営不振に陥り、約定どおりの返済が困難となった場合には、原則として、経営改善計画の策定が必要となります。

経営改善計画は様式が定められており、診断等でその妥当性が認められなければなりません。

なお、経営改善計画の策定の着手から診断等を受けるまでの期間は、長期を要する場合が多いので、早めに都道府県にご相談ください。

また、経営改善計画の策定に当たっては、企業連携支援アドバイザー等による支援を受けることができます（詳細については、第５章「アドバイザー派遣制度」（62ページをご参照ください。）。

高度化事業関連税制の概要

高度化事業には、制度の創設以来様々な税制上の特例措置が認められています。上手に活用すれば、中小企業者の資金負担が軽減され、事業の円滑な実施が可能になります。
高度化事業固有の税制以外にも産業税制の特別措置もあります。それらの特別措置も併せてご活用ください。

国税

1　高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が所有している土地を高度化事業のために譲渡した場合には、所得税又は法人税の特例として、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入が認められます。

（所得税）租税特別措置法第34条の２、同法施行令第22条の８、同法施行規則第17条の２
（法人税）租税特別措置法第65条の４、同法施行令第39条の５、同法施行規則第22条の５

（運用上の留意点）

◆確定申告書に「租税特別措置法第34条の２又は同法第65条の４適用」と記載します。
◆都道府県知事が発行する「当該事業が指定事業である旨の証明書」の添付が必要です。
◆組合の発行する「高度化事業のために譲渡を受けた旨の証明書」の添付が必要です。

地方税

1 事業所税の非課税

事業所税は、東京都（特別区の区域）、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等が、一定規模以上の事業別に課するものです。**（事業に係る事業所税）**

事業に係る事業所税は、事業所などの床面積を課税標準とする**「資産割」**と従業者の給与総額を課税標準とする**「従業者割」**との合算額によって課税されます。

なお、課税区分、税率、免税点などは下表のとおりです。ただし、高度化資金の貸付けを受けた中小企業者の工場・店舗・倉庫等の施設に係る事業所税は、非課税となります。

課税区分		課税対象	納税義務者	課税標準	税率	免税点
事業に係る事業所税	資産割	事業所	事業を行う者	事業所床面積	１㎡につき600円	合計事業所床面積1,000㎡以下
	従業者割			従業者給与総額	100分の0.25	合計従業者数100人以下

地方税法第701条の34、同法施行令第56条の34、同法施行規則第24条の５の２

MEMO

アドバイザー派遣制度、高度化推進説明会の概要

アドバイザー派遣制度（企業連携支援アドバイザー派遣事業）

中小企業者が行う高度化事業の円滑な推進を図るため、高度化事業計画の立て方から実施後の運営まで、各段階で生じる様々な問題の解決に向けた取組みを支援するため専門家を派遣し、アドバイスを行います。

1 具体的内容と申込み手続き等

内容	高度化事業計画が円滑に推進できるよう、事業の進め方、基本構想固め、運営体制づくり等事業の初期段階から事業実施計画書の作成までのアドバイス及び高度化資金貸付後の運営段階で生じた諸問題に対するアドバイスを行います。 具体的アドバイス内容は、以下のとおりです。 1．初期アドバイス：高度化事業の進め方、基本構想策定等 2．計画アドバイス：実施計画書の作り方、計画のブラッシュアップ等 3．運営アドバイス：組合等の運営体制、共同事業の進め方、経営改善計画策定支援等 ※ 組合等の自主性尊重をアドバイスの基本とするため、計画作り等の実務作業や、経営判断・意思決定を主導することはいたしません。また、講演・セミナー・研修会の講師等もアドバイスの対象外です。
申込資格	高度化事業の実施を予定又は実施している組合若しくはグループ及び第三セクター等
費用負担	利用者の費用負担はありません。
申込時期	原則として派遣希望日の１ヶ月前
申込窓口	都道府県の担当課（巻末（66ページ）） ※ 都道府県の担当課を経由して機構へ申込書が送られます。 ※ 運営アドバイスについては中小企業支援機関を通じてのお申込みも可能ですが、その場合は都道府県の担当課の承認を得た上でお申し込みいただくことになります。

2 お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室

ＴＥＬ 03-5470-1533（直通）

ＦＡＸ 03-3578-3372

ＵＲＬ http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

※ 機構HPに企業連携支援アドバイザー派遣事業の手引きを掲載していますので、制度の詳細、申込書等はHPでご確認ください。

高度化推進説明会

機構では、高度化事業の普及と活用を推進するため、説明会を開催いたします。

1 具体的内容と申込み手続等

内容	高度化事業の普及と活用を推進するため、高度化事業に関心のある中小企業者（第三セクター含む。）又は組合、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等、都道府県等中小企業支援センターの役職員、地方公共団体の職員などを対象に説明会を開催するものです。 具体的内容は、以下のとおりです。 1．高度化事業の内容説明 2．高度化事業を活用する上での重要なポイントについての説明 3．高度化事業を活用した構想・計画を有する地域（市、町等）に対する助言 4．その他
対象者	1．中小企業者又は組合（第三セクター含む。） 2．都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等の役職員 3．都道府県等中小企業支援センターの役職員 4．地方公共団体の職員 5．その他高度化事業に関心のある方・団体など
実施方法	1．説明会は、上記対象者等からの要請により実施します。 2．開催に当たっては、機構は都道府県に対し、協力依頼をする場合があります。 3．開催に当たっては、高度化事業部の職員を説明者として派遣します。
費用負担	機構職員の派遣に係る経費は機構が負担しますが、それ以外の開催に当たって必要な経費（会場借料等）は、原則として要請した機関等に負担していただきます。

2 お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業推進課
ＴＥＬ 03-5470-1530（直通）
ＦＡＸ 03-3433-0336

（参考）主要組合組織と会社組織との比較

現行組合制度及び会社の概要一覧

種類 / 内容	事業協同組合（事業協同小組合）	企業組合	協業組合
（1）目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進
（2）性格	人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体
（3）事業	組合員の事業を支援する共同事業	商業、工業、鉱業、運輸業、サービス業等の事業経営	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業
（4）設立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
（5）設立要件	４人以上の事業者	４人以上の個人	４人以上の事業者
（6）組合員資格	地区内の小規模の事業者（零細事業者（従業員５人以下）（商業･サービス業は２人以下））	個人及び法人など	中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは４分の１以内の中小企業者以外の者
（7）組合員責任	有限責任	有限責任	有限責任
（8）発起人数	４人以上	４人以上（個人に限る）	４人以上
（9）加入	自由	自由	総会の承諾が必要
（10）任意脱退	自由	自由	持分譲渡による
（11）組合員割合	ない	全従業員の３分の１以上が組合員	ない
（12）従事割合	ない	全組合員の２分の１以上が組合事業に従事	ない
（13）出資限度	100分の25 （合併・脱退の場合100分の35）	100分の25 （合併・脱退の場合100分の35）	100分の50未満 （中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満）
（14）議決権	１人１票	１人１票	平等（ただし定款で定めたときは出資比例の議決権も可）
（15）員外利用	原則として組合員の利用分量の100分の20まで（例外あり）	ない	ない
（16）配当	利用分量配当及び年１割までの出資配当	従事分量配当及び２割までの出資配当	定款で定めた場合を除き出資配当
（17）組織変更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ	協業組合へ 株式会社へ	株式会社へ
（18）根拠法規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
（19）認可を受ける行政庁	①地区が１都道府県の場合は都道府県知事 ②地区が２都道府県以上の場合は経済産業局等地方支分部局の長 ③全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	①主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ②２都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

種類／内容	商工組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	株式会社
(1) 目的	組合員の事業の改善発達	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善	利益追求
(2) 性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体
(3) 事業	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)	商店街に関する環境整備事業、共同経済事業	生活生成の適正化事業、指導、検査事業、その他	定款に掲げる事業
(4) 設立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	設立登記
(5) 設立要件	１都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の２分の１以上が加入すること	１都道府県以上の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の３分の２以上が加入すること	資本金１円以上
(6) 組合員資格	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは３分の１未満の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者	地区内で資格事業を営む者	無制限
(7) 組合員責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
(8) 発起人数	４人以上	７人以上	20人以上	１人以上
(9) 加入	自由	自由	自由	株式の譲受・増資割当による
(10) 任意脱退	自由	自由	自由	株式の譲渡による
(11) 組合員割合	ない	ない	ない	
(12) 従事割合	ない	ない	ない	ない
(13) 出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の25	100分の25	無制限
(14) 議決権	１人１票	１人１票	１人１票	出資額に応じて
(15) 員外利用	共同経済事業のみ原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）	組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで	無制限
(16) 配当	利用分量配当及び１割までの出資配当	利用分量配当及び１割までの出資配当	利用分量配当及び１割までの出資配当	出資配当
(17) 組織変更	事業協同組合へ（出資組合のみ）			
(18) 根拠法規	中小企業団体の組織に関する法律	商店街振興組合法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	会社法
(19) 認可を受ける行政庁	①地区が１都道府県の場合は都道府県知事 ②地区が２都道府県以上の場合は経済産業局等地方支分部局の長 ③全国は所管大臣	①地区が１の市又は特別区の場合は市長又は特別区の長 ②その他の場合は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事	主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事	

問い合わせ先・相談窓口

都道府県名	担当部	担当課	電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5345
青森県	商工労働部	商工政策課	017-734-9368
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5542
宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	022-211-2742
秋田県	産業労働部	産業政策課	018-860-2215
山形県	産業労働部	商業振興・経営支援課	023-630-3370
福島県	商工労働部	経営金融課	024-521-7288
茨城県	産業戦略部	中小企業課	029-301-3549
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3181
群馬県	産業経済部	地域企業支援課	027-226-3335
埼玉県	産業労働部	金融課	048-830-3806
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2707
東京都	産業労働局　金融部	金融課	03-5320-4804
神奈川県	産業労働局　中小企業部	金融課	045-210-5681
新潟県	産業労働部	地域産業振興課	025-280-5235
長野県	産業労働部	経営・創業支援課	026-235-7200
山梨県	産業労働部	産業振興課	055-223-1537
静岡県	経済産業部　商工業局	商工金融課	054-221-2506
愛知県	経済産業局	中小企業金融課	052-954-6334
岐阜県	商工労働部	商業・金融課	058-272-8862
三重県	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447
富山県	商工労働部	地域産業支援課	076-444-3249
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1522
福井県	産業労働部	創業・経営課	0776-20-0373
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3732
京都府	商工労働観光部	中小企業総合支援課	075-414-4826
奈良県	産業・観光・雇用振興部	地域産業課	0742-27-8807
大阪府	商工労働部	中小企業支援室　金融課	06-6210-9509
兵庫県	産業労働部	地域経済課	078-362-9174
和歌山県	商工観光労働部	①商工振興課 ②商工観光労働総務課 償還指導室	①073-441-2744 ②073-441-2765
鳥取県	商工労働部	企業支援課	①0857-26-7453 ②0857-26-7249
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-6204
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7361
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3323
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3192
徳島県	商工労働観光部	企業支援課	088-621-2354
香川県	商工労働部	経営支援課	087-832-3344
愛媛県	経済労働部	経営支援課	089-912-2481
高知県	商工労働部	経営支援課	088-823-9905
福岡県	商工部	中小企業振興課	092-643-3423
佐賀県	産業労働部	産業政策課	0952-25-7093
長崎県	産業労働部	経営支援課	095-895-2651
熊本県	商工労働部	商工雇用創生局　商工振興金融課	096-333-2326
大分県	商工観光労働部	経営創造・金融課	097-506-3226
宮崎県	商工観光労働部	商工政策課　経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部	中小企業支援課	099-286-2949
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

MEMO

付属資料：

活用事例

事業者が目指す夢の実現を、都道府県と中小機構がサポートします

集団化事業

公害問題を解決し、地域経済も活性化

協同組合浜松技術工業団地

（静岡県浜松市）

公害という地域課題を抱えていた異業種の２０社が集まって工業団地を設立。課題解決だけでなく、異業種の技術交流が盛んに行われたことで、研究開発部門が大きく成長。平成１３年には隣接地を取得し、研究開発機能のさらなる充実を図るなど、地域産業の育成につながった。

集団化事業

青森のまちづくりを見据えて計画
組合マネジメントによる安定的発展へ

協同組合青森総合卸センター

（青森県青森市）

昭和40年代に青森市内の卸業界の近代化・合理化を促進するために計画され、地域経済の拠点として卸団地が建設された。その後、周辺交通網の整備と共に団地も拡張し、拠点性は向上、組合による徹底した組織マネジメントが功を奏し、土地利用率100%を実現している。

集積区域整備事業

四位一体のまちづくり

ひゅうが新町商店街振興組合

（宮崎県日向市）

JR日向市駅前の中心市街地は、人口減少、道路の狭隘、駐車場不足、商店街の衰退、大型店の撤退等による課題を多数抱えていた。市、商工会議所、商店街、地権者が結束した"四位一体"でまちづくりを推進してきたが、平成15年度から上町商店街振興組合が実施主体となり、商店街の近代化を狙った高度化事業として「集積区域整備事業」を活用している。

集積区域整備事業

集積区域内での事業用地拡張や施設の老朽化に対応

協同組合岡山鉄工センター

（岡山県岡山市）

昭和36年に集団化事業を実施した当組合は、隣接地が農地調整区域となっており敷地拡張は困難な状況にあった。
組合員の板野機工株式会社は、施設の老朽化に加え、高付加価値を生み出す加工（溶接、組立）部門への進出を志向して、同じ組合員の移転を機に空き区画を取得し、施設再整備を行った。

経営改革事業

古本屋さんの組合が経営革新計画を承認され事業を再生

東京都古書籍商業共同組合

（東京都千代田区）

古書販売業の組合が経営革新計画の承認を受け、高度化資金の無利子融資を活用して新会館を建設、組合HP「日本の古本屋」古書交換会事業、即売展事業の再生に成功。

施設集約化事業

高度化活用で郊外型食品市場へ変身

協同組合八食センター
（青森県八戸市）

国鉄八戸線陸奥湊駅前で鮮魚小売りを行っていた事業者の一部が協同組合を組織、現在地に市場業態の共同店舗を開設。1987年～2008年にかけては高度化を活用しリニューアルを実施。センター内で購入した海産物を焼いて食べる「七輪村」を整備するなど、来店者に楽しんでもらう施設となっている。共同事業として、連絡バスを運行観光客・地元客の利便性向上と集客効果アップを図っている。

施設集約化事業

経営を合理化するだけでなく、地域産業も育成

株式会社アスキー
（静岡県浜松市）

自動車部品等のメーカー企業5社が、公害問題への対処や、親会社からのコストダウン・品質向上等の要望に答えるために出資会社を新設した。経営が合理化したのはもちろんのこと、各社の技術を持ち寄ったことで経営基盤が強化。産業振興の面の効果も生まれている。

共同施設事業

職場環境改善・人手不足対応

松戸市環境清掃協業組合
（千葉県松戸市）

事務所に食事・休憩のためのスペースがないこと、従業員への研修室がないことなどが課題となっていた。こうした職場環境の改善を目的に、休憩所・研修室を備えた組合事務所を新設。快適な職場環境をつくることが、人材確保・育成につながっている。

共同施設事業

アーケードの老朽化に対応
来街者が安心して買い物できる環境を整備

浅草新仲見世商店街振興組合
（東京都台東区）

共同施設というハードと商業活動というソフトの両面から、商店街を活性化させる基盤を整備。アーケードの建替を契機に、来街者をもてなす一声隊、イラストマップ等のソフト事業にも取り組む。2020年東京五輪開催に伴う、訪日客の増加への対応も求められている。

高度化事業ハンドブック 2023

http://kodoka.smrj.go.jp/